官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方自治法施行規則及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部を改正する省令（**総務**六三）　一
○自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令等の一部を改正する省令（**同**六四）　二
〔**法規的告示**〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一三）　八
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一四）　九
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一五）　九
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**三）　一〇
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五八一）　一〇
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**五八二）　一〇
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**五八三）　一一
○船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（**国土交通**五七六）　一二
〔**その他告示**〕
○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（**中央労働委**一）　一六
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

省　令

○総務省令第六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）を実施するため、地方自治法施行規則及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十日

総務大臣　林　芳正

地方自治法施行規則及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条　地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第五条までの規定を準用する。	**第十七条**　地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四条までの規定を準用する。

（地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部改正）

第二条　地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十七条　前条に特別の定めがあるものを除くほか、法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行規則第一条から第五条までの規定を準用する。	**第二十七条**　前条に特別の定めがあるものを除くほか、法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行規則第一条から第四条までの規定を準用する。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○総務省令第六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の九、第百七十四条の四十九及び第百七十八条の四の規定に基づき、自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十日

総務大臣　林　芳正

自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令等の一部を改正する省令

（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

第一条　自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ 附則 （調停の期日及び場所） **第六条**　［略］ ［2　略］ 3　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、調停の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停に出席させることができる。 4　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、調停の場所とは別の場所にいる当事者又は関係人を前項の方法によって、調停に出席させることができる。	目次 ［第一章～第五章　略］ 第六章　電子情報処理組織による提出等の手続等（第五十条―第五十二条） 附則 （調停の期日及び場所） **第六条**　［同上］ ［2　同上］ ［新設］ ［新設］

（参考人の陳述等）

第十条　［略］

2　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、調停の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停に出席させることができる。

（合議）

第十三条　［略］

一　第六条第四項に規定する方法によって当事者又は関係人を出席させる決定

二　［略］

三　第十条第一項の規定による参考人による陳述若しくは鑑定人による鑑定の依頼の決定又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定

（答弁書の提出）

第十六条　代表自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出に係る事件が審査に付された場合には、相手方である都道府県の行政庁に対し、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めることができる。

［削る］

［削る］

（反論書の提出）

第十七条　審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関は、答弁書に対する反論書を提出することができる。この場合において、代表自治紛争処理委員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（審査の期日及び場所）

第十八条　［略］

［2～4　略］

5　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審査に出席させることができる。

6　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる当事者を前項の方法によって、審査に出席させることができる。

（関係行政機関の参加）

第十九条　［略］

［2・3　略］

4　前条第二項、第四項及び第六項の規定は、参加行政機関について準用する。

（当事者等が作成した書面の送付）

第二十一条　当事者等は、自治紛争処理委員に提出した全ての書面又は証拠書類（以下「提出書面等」という。）の写しを、遅滞なく、その他の当事者等に送付しなければならない。

2　前項の規定による提出書面等の写しの送付を受けた当事者等は、当該提出書面等の写しを受領した旨を記載した書面を自治紛争処理委員に提出しなければならない。

3　前二項の規定は、法第二百五十一条の三第一項から第三項までの規定により総務大臣に提出した審査申出書について準用する。

（参考人の陳述等）

第十条　［同上］

［新設］

（合議）

第十三条　［同上］

［新設］

一　［同上］

二　第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

（答弁書の提出）

第十六条　代表自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出に係る事件が審査に付された場合には、審査申出書の写しを相手方である都道府県の行政庁に送付し、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めることができる。

2　答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

3　代表自治紛争処理委員は、相手方である都道府県の行政庁から答弁書の提出があった場合は、その副本を当該審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関に送付しなければならない。

（反論書の提出）

第十七条　審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関は、前条第三項の規定により答弁書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、代表自治紛争処理委員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（審査の期日及び場所）

第十八条　［同上］

［2～4　同上］

［新設］

［新設］

（関係行政機関の参加）

第十九条　［同上］

［2・3　同上］

4　前条第二項及び第四項の規定は、参加行政機関について準用する。

（当事者等が作成した書面の送付）

第二十一条　当事者等は、自治紛争処理委員に提出したすべての書面を、遅滞なく、その他の当事者等に送付しなければならない。

2　前項の規定による書面の送付を受けた当事者等は、当該書面を受領した旨を記載した書面を自治紛争処理委員に提出しなければならない。

［新設］

（呼出状）

第三十一条　［略］

［一～四　略］

2　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審査に出席させることができる。

（検証の申立て）

第三十五条　［略］

［2　略］

3　自治紛争処理委員は、当事者等に異議がない場合であって、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

（合議）

第四十一条　［略］

［一　略］

二　第十八条第二項の規定による当事者に出席を求める決定又は同条第六項に規定する方法によって当事者を出席させる決定（第十九条第四項の規定により準用して行う決定を含む。）

［三・四　略］

五　第三十一条第一項の規定による参考人若しくは鑑定人に出席を求める決定又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定（第三十六条の規定により準用して行う決定を含む。）

［六　略］

七　第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定又は同条第三項に規定する方法によって検証を行う決定

［八・九　略］

（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）

第四十三条　［略］

［2　略］

3　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議に出席させることができる。

4　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の場所とは別の場所にいる当事者又は関係人を前項の方法によって、審議に出席させることができる。

（参考人の陳述等）

第四十七条　［略］

2　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議に出席させることができる。

（呼出状）

第三十一条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

（検証の申立て）

第三十五条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（合議）

第四十一条　［同上］

［一　同上］

二　第十八条第二項の規定による当事者に出席を求める決定（第十九条第四項の規定により準用して行う決定を含む。）

［三・四　同上］

五　第三十一条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定（第三十六条の規定により準用して行う決定を含む。）

［六　同上］

七　第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定

［八・九　同上］

（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）

第四十三条　［同上］

［2　同上］

［新設］

［新設］

（参考人の陳述等）

第四十七条　［同上］

［新設］

（合議）

第四十九条　［略］

一　第四十三条第四項に規定する方法によって当事者又は関係人を出席させる決定

二　［略］

三　第四十七条第一項の規定による参考人による陳述若しくは鑑定人による鑑定の依頼の決定又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定

［削る］

（合議）

第四十九条　［同上］

一　［同上］

二　第四十七条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

［新設］

第六章　電子情報処理組織による提出等の手続等

（電子情報処理組織による提出等の手続の方式等）

第五十条　この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続（以下この条及び次条において「提出等の手続」という。）のうち、書面等（第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条に規定する書面、第二十六条及び第三十三条に規定する文書並びに第四十四条に規定する書面をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、当該提出等の手続を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、その手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

（電子情報処理組織による提出等の手続の効果等）

第五十一条　前条第一項の規定により行われた提出等の手続については、書面等により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

2　前条第一項の規定により第十六条第一項に規定する答弁書の提出が行われた場合においては、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

3　前条第一項の規定により行われた提出等の手続は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

（審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例）

第五十二条　法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合には、審査申出書に記載すべきこととされている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である都道府県の行政庁に送信することをもって第十六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。

2　第五十条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令の一部改正）

第二条　地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令（平成二十七年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会議の招集） **第六条**　［略］ ［２・３　略］ ４　代表指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の場所とは別の場所にいる指定都市都道府県勧告調整委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席させることができる。 ５　指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の場所とは別の場所にいる指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事又は関係人を前項の方法によって、会議に出席させることができる。 （参考人の陳述等） **第九条**　［略］ ２　指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席させることができる。 （指定都市都道府県勧告調整委員の合議） **第十一条**　［略］ 一　第六条第五項に規定する方法によって指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事又は関係人を会議に出席させることの決定 二　［略］ 三　第九条第一項の規定による参考人による陳述若しくは鑑定人による鑑定の依頼の決定又は同条第二項に規定する方法によって会議に出席させることの決定	（会議の招集） **第六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［新設］ ［新設］ （参考人の陳述等） **第九条**　［同上］ ［新設］ （指定都市都道府県勧告調整委員の合議） **第十一条**　［同上］ ［新設］ 一　［略］ 二　第九条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定
［削る］	（電子情報処理組織による届出の方式等） **第十三条**　前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）については、同条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。 ２　前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、当該届出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、その届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。 ３　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

［削る］	（電子情報処理組織による届出の効果等） **第十四条**　前条第一項の規定により行われた届出については、書面により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。 ２　前条第一項の規定により行われた届出は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部改正）

第三条　地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（審理の期日及び場所）	（審理の期日及び場所）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
５　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理に出席させることができる。	［新設］
６　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる当事者を前項の方法によって、審理に出席させることができる。	［新設］
（利害関係人の参加）	（利害関係人の参加）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　前条第二項、第四項及び第六項の規定は、参加人について準用する。	４　前条第二項及び第四項の規定は、参加人について準用する。
（呼出状）	（呼出状）
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
２　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理に出席させることができる。	［新設］
（検証の申立て）	（検証の申立て）
第二十条　［略］	**第二十条**　［同上］
［２　略］	［２　同上］
３　自治紛争処理委員は、当事者等に異議がない場合であって、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。	［新設］

（合議）

第二十二条　［略］

一　第五条第二項の規定による当事者に出席を求める決定又は同条第六項に規定する方法によって当事者を出席させる決定（第六条第四項の規定により準用して行う決定を含む。）

［二・三　略］

四　第十八条第一項の規定による参考人若しくは鑑定人に出席を求める決定又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定

［五　略］

六　第二十条第二項の規定による検証について審理関係人の立会いを認める決定又は同条第三項に規定する方法によって検証をする決定

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（合議）

第二十二条　［同上］

一　第五条第二項の規定による当事者に出席を求める決定（第六条第四項の規定により準用して行う決定を含む。）

［二・三　同上］

四　第十八条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定

［五　同上］

六　第二十条第二項の規定による検証について審理関係人の立会いを認める決定

附　則

この省令は、令和八年五月二十一日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分七厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え八年以下	年一分九厘五毛
八年を超え十年以下	年二分五毛
十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛
十一年を超え十二年以下	年二分二厘五毛
十二年を超え十四年以下	年二分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分六厘

償還期限	利率
六年以下	年一分六厘五毛
六年を超え七年以下	年一分七厘五毛
七年を超え八年以下	年一分八厘五毛
八年を超え十年以下	年一分九厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分五毛
十一年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分二厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分五厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え八年以下	年一分九厘五毛
八年を超え十年以下	年二分五毛
十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛
十一年を超え十二年以下	年二分二厘五毛
十二年を超え十四年以下	年二分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分六厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分六厘五毛
六年を超え七年以下	年一分七厘五毛
七年を超え八年以下	年一分八厘五毛
八年を超え十年以下	年一分九厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分五毛
十一年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分二厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分四厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分五厘

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十四号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・八五パーセントを超える場合は、年三・八五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十五号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・八〇パーセントを超える場合は、年三・八〇パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月二十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：仙台支店 郵便番号：980―0021 所在地：宮城県仙台市青葉区中央２丁目10番地30号 電話番号：022―225―7411	営業所又は事務所の名称：仙台支店 郵便番号：980―0021 所在地：宮城県仙台市青葉区中央３丁目８番地33号 電話番号：022―225―7411

(2)　変更年月日
令和８年４月20日

(3)　変更の理由
移転のため

○農林水産省告示第五百八十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分六厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分六厘以内となる資金にあっては、年三分八厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分五厘以内となる資金にあっては、年三分七厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百八十二号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分六厘	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分五厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分六厘	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘

五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分六厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分六厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分六厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分六厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分六厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百八十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分六厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。

五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百七十六号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定に基づき、船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年国土交通省告示第千三十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十三条の規定により読み替えて適用される法第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、特定地方公共団体（船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）、無料船員職業紹介事業者（同条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。以下同じ。）、募集受託者（同法第四十四条第二項に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。

なお、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一　労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者及び求人者（二において「事業主等」という。）は、青少年が船員という職業選択を適切に行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

㈠　募集に当たって遵守すべき事項

イ　青少年の募集を行う者は、船員職業安定法第四十八条第一項の規定により読み替えて準用される同法第十六条第一項の規定により、募集に応じて船員になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

ロ　求人者は、青少年を対象とした求人の申込みに当たり、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）、特定地方公共団体又は無料船員職業紹介事業者に対し、船員職業安定法第十六条第一項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

ハ　青少年の募集を行う者及び求人者（以下この㈠において「募集者等」という。）は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

(イ)　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽の又は誇大な内容としないこと。

(ロ) 船員職業安定法第十六条第三項の規定により、次に掲げる事項については、書面の交付等により行わなければならないこと。

(i) 賃金（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三条第二項に規定する報酬に限る。）の額に関する事項

(ii) 基準労働期間、労働時間、休息時間及び休日に関する事項

(iii) 青少年が従事すべき業務の内容に関する事項

(iv) 雇用期間に関する事項

(v) 青少年が乗り組むべき船舶に関する事項

(vi) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の適用に関する事項

ニ　募集者等は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

(イ) 原則として、求職者又は募集に応じて船員になろうとする青少年（以下この(ハ)において「求職者等」という。）と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。

(ロ) 従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

ホ　募集者等は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

(イ) 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

(ロ) 従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(ハ) 明示する従事すべき業務の内容等が雇入契約（予備船員については、雇用契約。以下同じ。）締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示をした求職者等に速やかに知らせること。

ヘ　求人者及び青少年の募集を行う者（以下この(ハ)において「求人者等」という。）は、船員職業安定法第十六条第二項（同法第四十八条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この(ハ)において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第一項（同法第四十八条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この(ハ)において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（トにおいて「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

ト　求人者等は、紹介求職者等への明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、(イ)の方法によることが望ましいものであるが、(ロ)等の方法によることも可能であること。

(イ) 第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

(ロ) 船員法第三十二条第一項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部を削除する場合にあっては、削除する前の従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

チ　求人者等は、締結しようとする雇入契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、紹介求職者等が当該雇入契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに紹介求職者等への明示を行うこと。また、紹介求職者等への明示を受けた紹介求職者等から、第一項明示を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

リ　第一項明示は、そのまま雇入契約の内容となることが期待されているものであること。また、安易に第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

ヌ　学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（二(ロ)により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、船員職業安定法第十六条第一項（同法第三十二条の五、第四十二条、第四十八条第一項又は第五十二条の規定により読み替えて準用される場合を含む。ルにおいて同じ。）及び紹介求職者等への明示が書面により行われるべきであること。

ル　船員職業安定法第十六条第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、紹介求職者等への明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

ヲ　求人者等は、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証するとともに、修正等を行うべきであること。

ワ　求人者等は、求職者等に対する第一項明示に関する記録を、当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日（当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日以降に当該明示に係る雇入契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る雇入契約を締結する日）までの間保存しなければならないこと。

カ　青少年の募集を行う者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第五条第一項に定める方法（ヨにおいて「広告等」という。）により青少年の募集に関する情報又は同条第二項に定める情報（ヨにおいて「青少年の募集等に関する情報」という。）を提供するに当たっては、同令第四条第三項各号に掲げる事項及びハ(ロ)により明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

ヨ　青少年の募集を行う者は、広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たっては、船員になろうとする青少年に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

(イ) 関係会社を有する者が青少年の募集を行う場合、青少年を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(ロ) 青少年の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(ハ) 賃金等（基本給、定額的に支払われる手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下この(ハ)において同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

(ニ) 職務について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

タ　青少年の募集を行う者は、法第四十八条により読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により青少年の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

(イ)　青少年の募集を終了したとき又は青少年の募集の内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正をするとともに、当該情報の提供を依頼した船員募集情報提供事業（船員職業安定法第六条第九項に規定する船員募集情報提供事業をいう。）を業として行う者（以下「船員募集情報提供事業者」という。）に対して当該情報の提供の中止又は内容の訂正を依頼すること。

(ロ)　青少年の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。

(ハ)　船員募集情報提供事業者から、船員職業安定法施行規則第五条第三項に基づき、当該青少年の募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

レ　一定時間分の時間外労働及び休日労働に対する割増手当を定額で支払うこととする雇入契約を締結する場合は、当該契約の名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働及び休日労働に対して定額で支払われる割増手当（以下このレにおいて「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このレにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働及び休日労働についての割増手当を追加で支払うこと等を明示すること。

ソ　ミスマッチ防止の観点から、募集者等は、青少年の募集又は求人の申込みに当たり、企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を青少年又は地方運輸局、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者若しくは船員募集情報提供事業者に対し明示するよう努めること。

ツ　募集者等は、無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針（令和八年国土交通省告示第五百五十五号）第五を踏まえ、求職者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

ネ　青少年の募集を行う者は、地方運輸局、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて船員になろうとする青少年からの苦情を迅速かつ適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

ナ　虚偽の広告をなし、若しくは虚偽の条件を提示して青少年の募集を行った場合又は虚偽の条件を提示して、地方運輸局又は無料船員職業紹介事業を行う者に求人の申込みを行った場合は、船員職業安定法第百十三条第八号又は第九号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ラ　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生等（以下このラにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

(イ)　事業主が雇用する船員の就活生等に対する言動について必要な注意を払うよう配慮すること。

(ロ)　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らの就活生等に対する言動について必要な注意を払うよう努めること。

(ハ)　第三の一の雇用管理上の措置として、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント(二)において「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。

(ニ)　就活生等から職場におけるパワーハラスメント等に類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、第三の一の雇用管理上の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること。

(ニ)　採用内定・雇入契約締結に当たって遵守すべき事項等

イ　事業主は、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うよう努めること。採用内定者に対しては、書面により、採用の時期、採用条件、採用内定の取消事由等を明示するとともに、採用内定者が学校等（船員職業安定法第四十条第一項各号に規定するものをいう。）を卒業することを採用の条件としている場合についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。

ロ　事業主は、採用内定者について雇入契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされることについて十分に留意し、採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。

また、やむを得ない事情により採用内定の取消し又は入職時期の繰下げを行う場合には、当該取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、当該取消し又は繰下げの対象となった者からの補償等の要求には誠意を持って対応すること。

ハ　採用内定者について、雇入契約が成立したと認められる場合には、当該採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから行わないこと。

ニ　採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

ホ　雇入契約の締結に当たっては、船員法第三十二条の規定により、船舶所有者は、青少年に対して、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十六条各号に掲げる事項として次に掲げる事項を書面の交付により説明しなければならないこと。なお、これらの明示された労働条件が事実と著しく相違する場合においては、同法第四十一条第一項第二号の規定等により、青少年は、雇入契約を解除することができることに留意すること。

(イ)　雇入契約の期間に関する事項

(ロ)　乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項

(ハ)　職務に関する事項

(ニ)　給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

(ホ)　報酬が歩合によって支払われる場合の船員法第五十八条第一項の一定額及び同条第三項の額

(ヘ)　基準労働期間、労働時間、休息時間、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項

(ト)　災害補償に関する事項

(チ)　退職、解雇、休職及び制裁に関する事項

(リ)　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合における措置に関する事項

(ヌ)　送還に関する事項

(ル)　予備船員制度があるときは、その概要

ヘ　労働条件の明示に関し、船員法第三十二条第一項の規定に違反した場合は、同法第百三十一条第二号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ト　締結された雇入契約の内容である労働条件の変更に当たっては、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第八条の規定により、原則として、青少年及び事業主の合意が必要であること。なお、就業規則を変更することにより、青少年の不利益に雇入契約の内容である労働条件を変更する場合においては、同法第九条及び第十条の規定を遵守すること。

二　青少年雇用情報の提供

マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場における就労実態に係る情報の提供が重要であることに鑑み、事業主等は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

㈠　ホームページ等での公表、会社説明会での提供又は求人票への記載等により、船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号。第四の四において「施行規則」という。）第三条第一項各号に掲げる事項の全てについて情報提供することが望ましいこと。

㈡　学校卒業見込者等が具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目の情報提供をすることが望ましいこと。

㈢　情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、当該求めを行ったことを理由として不利益な取扱いをしないこと。

㈣　情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

三　意欲・能力に応じた就職機会の提供等

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

㈠　学校等の卒業者の取扱い

意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること。また、学校等の新規卒業予定者を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

㈡　学校等の新規卒業予定者に係る採用方法

イ　通年採用の積極的な導入

学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季及び秋季の採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること。

ロ　青少年が希望する地域における就職機会の提供

青少年が希望する地域において就職し、安定的に働き続けることができるよう、国や地方公共団体等の施策を活用しながら、いわゆるＵＩＪターン就職等による就職機会の提供に積極的に取り組むことが望ましいこと。

㈢　船員経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供

船員経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性、能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に船員以外も含めた安定した職業に就く機会を提供すること。

㈣　選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準

いわゆるフリーター等についても、その選考に当たっては、その有する適性、能力等を正当に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、留学経験やボランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立って判断することが望ましいこと。

㈤　インターンシップ・職場体験の機会の提供

青少年の職業意識の形成支援のため、事業主においても、学校や地方運輸局と連携して、インターンシップや職場体験の受入れを行うなど、積極的に協力することが望ましいこと。

なお、インターンシップに関しては、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（平成九年九月十八日文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定）を踏まえた実施が求められること及びインターンシップや職場体験であっても、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。

学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備

青少年が、希望する働き方を選択し、自ら主体的・継続的なキャリア形成を図ることを可能とするためには、より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に、仕事と生活の調和等の観点から、学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得、その地域において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。

㈠　地域を限定した勤務制度の導入

地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう、広域的な事業拠点を有する企業は、一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検討すること。

㈡　キャリア展望に係る情報開示

学校卒業見込者等が適職を選択し、安定的に働き続けることができるよう、採用後の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については、それぞれの選択肢ごとのキャリア形成の見通しなど、将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこと。

事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

雇用管理の改善に係る措置

事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うこと。また、事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第一項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十一条第一項及び同法第三十一条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の三第一項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十五条第一項の規定並びに船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年国土交通省告示第六百八号）、船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成十九年国土交通省告示第二百七十八号）、船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成二十八年国土交通省告示第千四百二十二号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

さらに、事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

㈠　能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示

青少年が採用後の職場の実態と入職前の情報に格差を感じることのないよう、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

第三

一

四

(二) 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、特定の事業のためだけに雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用が与えられるような仕組みを検討すること。
(三) 労働法制に関する基礎知識の付与
青少年の労働法制に対する理解促進は、事業主にとっても職場環境の改善やトラブルの防止等に資するものであることを踏まえ、新入社員研修の機会等を捉え、労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。

二　職業能力の開発及び向上に係る措置
事業主は、青少年の職場への定着を図り、その有する能力を有効に発揮することができるようにする観点から、職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることが重要であることに鑑み、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。
(一) ＯＪＴ（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びＯＦＦ－ＪＴ（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること。
(二) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度、企業内におけるキャリアパス等についての必要な情報の提供、職業生活設計及び職業能力の開発及び向上に関する相談に応じた助言及び指導の機会の確保その他の援助を行うこと。また、青少年が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、配置その他の雇用管理について配慮すること。
(三) 青少年の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、必要に応じて、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与、始業及び終業時刻の変更、勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うこと。

第四　特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置
青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、第二の一（一）に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

一　青少年の主体的な船員の職業選択・キャリア形成の促進
特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業者等は、青少年自身が主体的に船員という職業選択及びキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

二　中途退学者及び未就職卒業者への対応
学校等を中途退学した者（以下この二において「中途退学者」という。）や、卒業時までに就職先が決まらなかった者（以下この二において「未就職卒業者」という。）については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。
このため、中途退学者について、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、学校等及び地方運輸局と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に対して効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業者について、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、学校等及び地方運輸局と協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。

三　船員募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営
事業主が船員募集情報提供事業者の就職支援サイトを活用して青少年の募集を行う場合において、船員募集情報提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。
(一) 無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針第四を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。
(二) 青少年が、船員という職業選択を適切に行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとすること、提供する情報の量を適正なものとすること、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
(三) 船員になろうとする青少年、青少年の募集を行う者、無料船員職業紹介事業者、他の船員募集情報提供事業者、特定地方公共団体又は船員職業安定法第六条第十二項に規定する無料船員労務供給事業者から申出を受けた当該船員募集情報提供事業者の募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には地方運輸局と連携を行うこと。
(四) 学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。
(五) 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、船員職業安定法第百十三条第八号の規定により、罰則の対象となること。

四　青少年雇用情報の提供
(一) 特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第四十条第一項の規定により学校等の長が無料船員職業紹介事業の届出を行った場合は、当該学校等も含まれることに留意すること。）は、学校卒業見込者等求人（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に、同条の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てを提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する船員職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り同項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。
求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項の趣旨に沿って、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。
(二) 船員募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。

五　職業能力の開発及び向上に係る措置
船員教育訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に船員教育訓練を実施すること。

六　青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介
特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者及び船員教育訓練機関は、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。

七　その他の各関係者が講ずべき措置
一から六までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

附　則
この告示は、令和八年五月十三日から施行する。

その他告示

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月二十日

中央労働委員会会長　荒木　尚志

（傍線部分は改正部分）

改正後

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
（略）	
独立行政法人造幣局	
本局	部長　部次長　課長　首席監察官　首席監査官　契約・保有資産監理官　室長　監察官　監査官　企画調整官　情報公開調整官　課長補佐（秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。）　主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。）　人事又は労務担当の係員（企画に関する事務を行う者に限る。）　庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの
（略）	
（略）	
独立行政法人製品評価技術基盤機構	
製品評価技術基盤機構	部長　所長　参与　技監　監査室長　支所長　センター長　次長　統括官　参事官（人事、労務、文書、経理又は企画担当の者に限る。）　課長　専門官（人事、労務、文書、経理又は監査担当の者に限る。）　人事又は労務担当の参事（人事企画課に置くものに限る。）　人事又は労務担当の主査（人事企画課に置くものに限る。）　人事又は労務担当の主任（人事企画課に置くものに限る。）
（略）	

改正前

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
（略）	
独立行政法人造幣局	
本局	部長　研究所長　部次長　課長　首席監察官　首席監査官　契約・保有資産監理官　室長　監察官　監査官　企画調整官　情報公開調整官　課長補佐（秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。）　主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。）　人事又は労務担当の係員（企画に関する事務を行う者に限る。）　庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの
（略）	
（略）	
独立行政法人製品評価技術基盤機構	
製品評価技術基盤機構	部長　本部長　所長　参与　技監　デジタル監　監査室長　統括官　支所長　センター長　次長　参事官（人事、労務、文書、経理又は企画担当の者に限る。）　課長　専門官（人事、労務、文書、経理又は監査担当の者に限る。）　人事又は労務担当の参事（人事企画課に置くものに限る。）　人事又は労務担当の主査（人事企画課に置くものに限る。）　人事又は労務担当の主任（人事企画課に置くものに限る。）
（略）	

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日　　文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　松本　洋平

第32条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改め、同項の表中「$\frac{39.45}{1000}$」を「$\frac{44.02}{1000}$」に、「$\frac{10.15}{1000}$」を「$\frac{6.54}{1000}$」に、「$\frac{38.05}{1000}$」を「$\frac{42.59}{1000}$」に、「$\frac{40.85}{1000}$」を「$\frac{45.45}{1000}$」に、「$\frac{78.90}{1000}$」を「$\frac{88.04}{1000}$」に、「$\frac{20.30}{1000}$」を「$\frac{13.08}{1000}$」に改め、表中に「子ども・子育て支援納付金」「$\frac{1.15}{1000}$」「$\frac{2.30}{1000}$」を加える。同条第２項の表中「$\frac{39.45}{1000}$」を「$\frac{44.02}{1000}$」に、「$\frac{10.15}{1000}$」を「$\frac{6.54}{1000}$」に、「$\frac{40.85}{1000}$」を「$\frac{45.45}{1000}$」に改め、表中に「子ども・子育て支援納付金」「$\frac{1.15}{1000}$」を加える。同条第３項中「$\frac{39.45}{1000}$」を「$\frac{44.02}{1000}$」に、「$\frac{38.05}{1000}$」を「$\frac{42.59}{1000}$」に、「$\frac{40.85}{1000}$」を「$\frac{45.45}{1000}$」に改める。同項第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

税理士証票無効公告

令和８年３月26日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和８年３月26日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
34326	加藤　晃	458492	7.12.31
39033	松本　安興	389247	8. 2.19
60857	島倉　英子	375564	8. 2.20
81772	外薗　秀夫	337430	7. 9.30
82035	伊藤　嘉章	372168	8. 2.27
87887	大林　裕子	401416	8. 3.10
97204	木村　賢一	416913	8. 2.10
104194	渡邉　明裕	371068	7.12.31
108104	野口　末裕	483198	8. 3.23
109816	田中　滋	371433	8. 2.28
121690	中澤　哲	410790	8. 2.19
123268	髙井　亮成	498031	6.12. 3
123699	望月　宏樹	484073	8. 2. 7
129037	森　陽平	392808	8. 2.10
138355	川井田大育	408065	7. 9.15
144358	平原　直明	438238	7.10.31
146181	山田　晃大	449510	8. 2.28
157190	伊勢　由規	505474	8. 2. 6

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

札幌市豊平区月寒東五条十二丁目二番一―二一五号

有限会社パーソナル・システム・サポート

清算人　江口　政利

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

札幌市中央区北三条西七丁目一番地第一水産ビル四階

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

代表清算人　森谷　拓朗

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

札幌市豊平区西岡四条三丁目二番一号

合同会社マーケティング・サポート

清算人　金沢　英明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

北海道室蘭市輪西町一丁目三五番五号

有限会社そばの小がね

清算人　秦　真司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

北海道釧路市緑ケ岡五丁目二六番二六号

ライナス合同会社

清算人　立崎　潤

解散公告

当法人は、令和八年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

青森県八戸市大字大久保字夏川戸三番地一

社会福祉法人結心会

代表清算人　三浦　麻理

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日開催の株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

仙台市宮城野区清水沼三丁目三番三三―三〇二号

株式会社ウイング

代表清算人　菅原　康志

解散公告

当組合は、令和八年二月十五日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

宮城県栗原市築館字小渕東二三番地

迫川漁業協同組合

代表清算人　吉田　甚一

解散公告

当社は、令和八年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平磯二六番地三

道安産業合同会社

清算人　河田　一太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

宮城県大崎市古川南町三丁目一番一〇号

有限会社まごころコンサル

清算人　佐藤　祐子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形県南陽市椚塚一六九八番地

有限会社光陽測量設計事務所

清算人　佐藤　義孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福島県いわき市植田町中央二丁目五番地四

錦興業株式会社

代表清算人　佐久間美恵子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

茨城県北茨城市磯原町磯原二丁目一七五番地

株式会社シゲウチ

代表清算人　馬上　恒夫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

栃木県大田原市住吉町一丁目三番三号

特定非営利活動法人すずらん

清算人　柳田　則昭

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

栃木県宇都宮市西川田本町一丁目五番一三号

株式会社アサヒコーポレーション

代表清算人　上野　拓也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

栃木県下野市石橋一一八三番地一

株式会社祥騰

代表清算人　辺　興国

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

栃木県足利市問屋町三五三番地一六

有限会社菅谷ラッキング工業

清算人　菅谷　正則

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

栃木県小山市大字大行寺一三八〇番地四七

有限会社ＴＮエンジニアリング

清算人　中野　貞

解散公告

当会社は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしました。当会社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

群馬県桐生市新里町新川一一八一番地四

ＩＤｅＡ合同会社

清算人　井田　泰彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

群馬県富岡市下高瀬二〇四―二

株式会社アイサイエンス

清算人　深澤　真一

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

埼玉県川口市南鳩ヶ谷五丁目九番一八号

株式会社ＩＮ　Ｓｔｙｌｅ　ｃｏｒｐ.

代表清算人　長沼　龍生

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

埼玉県越谷市東越谷一丁目一番一―二〇五号

合生株式会社

代表清算人　王　銑

解散公告

当社は、令和八年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

埼玉県所沢市若松町一一一〇番地の二六

株式会社ディアール

代表清算人　酒井美奈子

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月二十七日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県市川市八幡一丁目一番一号

一般社団法人市川塩浜第1期土地区画整理事業資産管理協会

代表清算人　本多　穣

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県大網白里市季美の森南五丁目一六番地一

株式会社ロマンス

代表清算人　大森　悌次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

Ｃｒｅａｄｉｔｓ株式会社

代表清算人　中村　壮秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県市川市鬼高二丁目一二番五―四〇七号

有限会社栄木材

清算人　関口　常雄

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県市原市君塚一丁目二一番二六号

特定非営利活動法人川島会

清算人　川島　良雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町八番地の三

有限会社中島商店

清算人　中島　忠雄

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都大田区東六郷二丁目一七番八号

有限会社モミヤマ工業

清算人　樅山　隆

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都渋谷区笹塚一―五七―一〇

株式会社元代々木保管センター

代表清算人　安保　仁人

解散公告

当法人は、解散いたしました。当法人の債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、期間内にお申し出のない債権者は清算から除斥いたします。

令和八年四月二十日

東京都墨田区亀沢一丁目二〇番三号

一般財団法人Ｗｅｓｔｅｒｍａｙｅｒ音楽芸術協会

代表清算人　増矢　孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都足立区梅田一丁目一一番五号

株式会社ＴＫプランニング

代表清算人　落合　巧

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都墨田区文花一丁目三四番一一―二〇七号

知元科技株式会社

代表清算人　陳　星

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番一七号

有限会社友愛サービス

清算人　多田　重和

解散公告

当社は、令和八年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都板橋区蓮根三丁目二一番一号

協立設備工業株式会社

代表清算人　大川　敏男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都新宿区上落合二丁目二五番一号

有限会社沢田建設

清算人　澤田　勝博

解散公告

当社は、令和八年三月四日開催の株主総会の決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都台東区根岸五丁目一二番一二号

有限会社カラールックス

清算人　小沼　恵一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都清瀬市野塩五丁目二四六番地一

有限会社Ｋ・Ｍプランニング

清算人　水越　功武

解散公告

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都新宿区四谷三栄町五番五号

医療機器開発支援事業協同組合

代表清算人　藤塚　秀樹

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都中央区銀座七丁目一六番七号

株式会社フォス

代表清算人　古賀　隆文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

沖縄糸満プロパティーズ合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

沖縄糸満ホールディングス一般社団法人

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都江戸川区東小岩五丁目三七―一二楽新ビル二〇二号室

晨曦株式会社

代表清算人　朱　葵　花

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都目黒区鷹番一丁目一三番二〇―二〇二号

有限会社エムアンドエムインク

清算人　粟田　みち

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

株式会社ａｃｅＬａｂ

代表清算人　酒匂　俊和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都荒川区東尾久二丁目一七番一六号

株式会社明進建設工業

代表清算人　稲越　宣行

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階

一般社団法人ｆｏｏｔｉｓｍｓｐｏｒｔｓ

代表清算人　鬼崎　靖啓

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都荒川区西日暮里一丁目五九番三号―二二〇号室

高昇株式会社

代表清算人　于　旭昇

解散公告

当法人は、令和八年二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都世田谷区上北沢四丁目二九番三〇号

特定非営利活動法人日本ケースメソッド協会

清算人　**廣**瀬　正人

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都渋谷区神宮前六丁目一七番一一号

株式会社ＲＩＤＯ　Ｓｔｏｃｋ

代表清算人　髙橋　勇造

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都世田谷区上野毛三丁目三番二号

一般社団法人セイムペイジ・マネジメント

代表清算人　栗原　元哉

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都豊島区池袋本町四丁目四九番五号

東洋電機株式会社

代表清算人　小谷　恭彦

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県横須賀市秋谷五二五五番地一三

フェリコ・ジャパン株式会社

代表清算人　川上　修

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四

東海ビル二〇四Ａ　日日佳株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

新潟県長岡市滝谷町五九一番地一

有限会社ジョイフルタカハシ

清算人　高橋　秋夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福井県大野市横枕第二二号二〇番地一

有限会社興栄測量建設

清算人　石田　和子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

長野県小諸市大字御影新田字池の上二二三八番地六

特定非営利活動法人憩の家・野いちご

代表清算人　田中　宏一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

岐阜県中津川市栄町一番一号中津川市にぎわいプラザ二階

一般社団法人中津川市観光局

代表清算人　前田　雅生

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

静岡県浜松市浜名区細江町中川七一七二番地の二六九五

株式会社フェイスワン

代表清算人　今田　祐市

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

愛知県尾張旭市向町四丁目二番地一

有限会社水谷印刷

清算人　水谷　憲明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

名古屋市南区呼続三丁目一二番四一号

合資会社山悦商店

無限責任社員　伊藤久美子

解散公告

当社は、令和八年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

愛知県名古屋市名東区猪子石原三丁目一三〇九　Ceres HIKIYAMA BASES　七号

株式会社Ｍｏｔｏｎｅ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　松井　拓朗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

名古屋市緑区鳴海町矢切五八番地の二

株式会社マルタケ商会

代表清算人　近藤　武夫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

滋賀県湖南市夏見一八五〇番地三

一般社団法人どろんこ学童保育所

代表清算人　松浦沙耶香

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

京都市西京区嵐山風呂ノ橋町二番地一

千樹合同会社

清算人　苗　会瓊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

京都市西京区松尾木ノ曽町五六番地ハイカムール上桂Ｂ一〇三号室

合同会社ボックスコア

清算人　稲垣　秀基

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府河内長野市石仏九二七番地三

ＮＰＯ法人里山ひだまりファーム

清算人　藪本　源悟

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市住之江区西住之江一丁目一一番六号

協同組合大阪司法事務センター

清算人　野々村幸子

解散公告

当社は、令和八年四月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府交野市青山三丁目一八番一四号

株式会社ホウセイ

代表清算人　美好かほる

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市中央区平野町一丁目八番一三号平野町八千代ビル三階

天彼方株式会社

代表清算人　毛　越

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府豊中市原田南一丁目五番九号

株式会社ダイテック

代表清算人　山﨑　秀峰

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府豊中市南桜塚二丁目八番八号エフエフビル一〇一

関西相互産業株式会社

代表清算人　大岩美智子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野二〇八Ａ

熱丞株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号サラオリエンテ中野六〇五Ａ　天奥株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市西区北堀江二丁目一番一一号久我ビル北館九階　株式会社輝きファクトリー

代表清算人　薄井　修司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府大東市錦町一〇番一五号

株式会社サーヴェイコーポレーション

代表清算人　堀内　洋子

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府茨木市東太田三丁目六番五号の二

有限会社ウィルシステム

清算人　小原　健一

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府大阪狭山市西山台六丁目三番一一―一一四

特定非営利活動法人全日本ムエタイ連盟

清算人　辻本　武之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市西成区千本北二丁目六番二四―一〇一号　合同会社Ｙ，ｓコーポレーション

清算人　佐々木待子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ五〇九Ｂ

匠千株式会社

代表清算人　于　英廉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市生野区新今里三丁目四番一七号ＯＧビル三〇六Ａ

星枢株式会社

代表清算人　陳　宇鍇

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ四〇七Ｂ

鉑隆凱特株式会社

代表清算人　唐　澄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号サラオリエンテ中野八〇四Ａ

日本凱甲株式会社

代表清算人　王　凱

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ一〇五Ｃ

創翼株式会社

代表清算人　魏　暁明

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪市西成区花園南一丁目五番二〇号

株式会社ハンナ

代表清算人　竹谷　貴博

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

兵庫県川西市新田二丁目八番四〇号

成工計器株式会社

代表清算人　柳　敏博

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

兵庫県相生市若狭野町出四三番地

株式会社山陽高周波工業所

代表清算人　津田　昭義

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

兵庫県加古川市加古川町北在家二〇〇六番地

有限会社永大不動産

代表清算人　永田　博巳

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

兵庫県西宮市甲子園洲鳥町六番一六号

阪神興業株式会社

代表清算人　松島　亮

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

奈良県宇陀市榛原萩原二四八一番地

株式会社粟子石材店

代表清算人　粟子　嘉久

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

和歌山県西牟婁郡白浜町三〇三一番地の一

株式会社福亀堂

代表清算人　野村　和生

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

和歌山県海草郡紀美野町毛原中八七番地

株式会社アジャストワン

代表清算人　林志　充泰

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

島根県松江市伊勢宮町五〇六番地

月明株式会社

代表清算人　小倉明日香

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

島根県松江市東本町一丁目七番地

株式会社まつえ環境設計

代表清算人　古藤　覚

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

島根県大田市大森町ハ四八番地一

特定非営利活動法人納川の会

清算人　河村　政二

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

岡山県倉敷市片島町一一五二番地

株式会社白銀

代表清算人　三瀬　修一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

広島市佐伯区皆賀二丁目八番三〇号ムロヤビル一〇二号

光建設コンサルタント株式会社

代表清算人　大上　佳人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

徳島県板野郡北島町高房字堤下二番地四

有限会社矢野朝日堂

清算人　矢野　泰弘

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

徳島市津田町四丁目二番五八号

有限会社オルトペディー

清算人　新田　直樹

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

徳島県板野郡松茂町笹木野字灘二番地の三

有限会社ナカモト

清算人　中本　泰司

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

徳島県海部郡海陽町浅川字川ヨリ東一六番地

特定非営利活動法人あまべマチ猫ネット

清算人　山本　千晴

解散公告

当組合は、令和八年三月三十一日開催の役員総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

香川県高松市藤塚町六―七

讃岐書籍商業協同組合

代表清算人　秋山　京子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

香川県高松市香南町池内七番地八

有限会社黒川建興

清算人　黒川美代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福岡県福岡市博多区祇園町八番一二号

ＮＥＸＴ株式会社

代表清算人　小磯　清

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福岡県福岡市中央区天神二丁目三―一〇

合同会社若生堂

清算人　河原木典子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福岡市博多区博多駅前三丁目一六番一〇号

麻生レコードマネジメント株式会社

代表清算人　川越　浩

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福岡市東区香椎照葉四丁目二番二―一四〇八号

有限会社一木材産業

清算人　南﨑　憲一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福岡県福岡市中央区大名二丁目一一―一五

ｓｈｉｎ―ａｋａｓａｋａｍｏｎ三Ｆ

株式会社美森ＥＤＵ

代表清算人　李　春花

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福岡市中央区赤坂三丁目八番二六号

株式会社ＣＵＢＩＸ

代表清算人　野﨑　陽一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

佐賀県唐津市浜玉町浜崎一六六九番地の五

有限会社魚半

清算人　内山　史子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年四月二十日

宮崎県宮崎市和知川原二丁目九八番地四

特定非営利活動法人にこにこ介護サービス

清算人　濱田　浩之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

鹿児島市山之口町一番一〇号

株式会社九州Ｋｉｚｕｎａキャピタル

代表清算人　小布施敦士

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十二月九日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形県酒田市飯森山三丁目五番地の一

学校法人東北公益文科大学

清算人　上野　隆一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議及び茨城県知事の認可により令和八年三月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和八年四月二十日

茨城県笠間市笠間一七九番地

医療法人太田皮フ科

清算人　太田　祐一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

埼玉県朝霞市大字膝折六八番地

丸山教朝霞支教会

清算人　青山　隆治

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月三十一日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

イトーピア浜離宮マンション建替組合

代表清算人　林　俊幸

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十五日横浜市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県横浜市西区南幸二丁目一番二二号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合

代表清算人　中山　久招

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月六日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

三重県多気郡多気町平谷六七七番地二

清算法人平谷・前村土地改良区

代表清算人　坂浦　正生

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十六日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出ください。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

島根県松江市乃白町二二四番地

松江市乃白田和土地区画整理組合

代表清算人　持田　光敏

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

岡山県倉敷市老松町四丁目二番八号

医療法人雄栄会

清算人　角田加代子

解散公告（第二回）

当法人は、北海道知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

札幌市白石区南郷通二十一丁目南五番四一号

医療法人社団ＥＶＥウィミンズクリニック

清算人　小泉　基生

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月十四日理事三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形県米沢市丸の内一丁目一番四七号

学校法人松岬学園

清算人　大乗寺良子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十三日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形市小立三丁目一三番二五号

医療法人社団佐藤整形外科クリニック

清算人　佐藤　信彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形県米沢市金池三丁目二番三一号

医療法人金池クリニック

清算人　近　芳久

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

富山県射水市荒町一七二番地

農事組合法人荒町営農

清算人　大谷　幸二

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

富山県射水市串田一四八七番地二

農事組合法人宮新田

清算人　明地　宗孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

静岡県浜松市中央区小豆餅二丁目一六番二五号

医療法人社団たつた

清算人　立田　朋子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和八年四月二十日

大分県臼杵市野津町大字野津市五一〇番地

医療法人野津第一内科医院

清算人　和田　輝美

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大分県由布市湯布院町塚原七三〇番地

宗教法人法光寺

清算人　伊南　篤信

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十八日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県長生郡一宮町一宮三〇一四番地

医療法人社団鼎仁会

清算人　藤島　千春

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県藤沢市辻堂元町五丁目一三番二五号

医療法人社団杉山内科クリニック

清算人　杉山　睦

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福井県福井市大手三丁目一二番二〇号

福井駅前電車通り北地区Ａ街区市街地再開発組合

代表清算人　市橋　信孝

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

滋賀県草津市野村八丁目三番一〇号

医療法人コス小児科

清算人　笠井　康史

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月四日開催の理事会及び令和七年十月二十日開催の評議員会の議決により令和八年三月三十一日大阪府知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府東大阪市荒川二丁目三二番四三号

学校法人藤井会

清算人　今西　政仁

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月六日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

奈良県天理市三島町七〇番地

学校法人天理教校学園

代表清算人　久保　善平

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大分県豊後大野市清川町臼尾四一三番地四

農事組合法人いわど

清算人　野口　重徳

解散公告（第三回）

当会は、令和八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目一一番一一号

宜野湾市商工会

代表清算人　長堂昌太郎

公益信託小貫英教育学研究助成記念基金第二十八期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

教育学・心理学の分野における研究者等の研究活動に対する助成

研究助成金　一件　四十万円

研究奨励金（懸賞論文）　三件　二十万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和八年三月十二日に終了した。

二、財産目録　令和八年三月十二日現在

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

令和八年四月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託小貫英教育学研究助成記念基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

第 28 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

岐阜県可児市東帷子1023番地６

株式会社ＤＡＩＥＮ

代表取締役　若宮　**禧**雄

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	125,517
	固定資産	33,866
	合計	159,383
負債及び純資産の部	流動負債	8,606
	固定負債	1,403
	株主資本	149,374
	資本金	20,000
	利益剰余金	129,374
	その他利益剰余金	129,374
	（うち当期純利益）	(10,424)
	合計	159,383

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都港区海岸一丁目２番20号汐留ビルディング３階
CSC Japan Corporate Services株式会社内
ExtraHop Networks Japan株式会社
代表取締役　ウィリアム・リチャード・サントゥッチ

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,631,542	流動負債	1,293,111
固定資産	0	固定負債	0
		株主資本	17,338,431
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	7,338,431
		その他利益剰余金	7,338,431
		（うち当期純損失）	(60,986)
資産合計	18,631,542	負債・純資産合計	18,631,542

第 57 期 決 算 公 告

令和８年３月30日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝７
鬼怒川ガス株式会社
代表取締役社長　川本　知彦

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	350,694	流動負債	80,039
固定資産	268,548	災害対策引当金	20,000
繰延資産	0	その他	60,039
		固定負債	4,804
		退職給付引当金	4,804
		株主資本	534,399
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	354,399
		利益準備金	26,520
		その他利益剰余金	327,879
		（うち当期純利益）	(28,106)
資産合計	619,242	負債・純資産合計	619,242

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
茨城県日立市多賀町５丁目16番３号
ミドリ安全茨城株式会社
代表取締役　梯　　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	303,233
	固定資産	4,990
	資産合計	**308,223**
負純資債及産のび部	流動負債	255,384
	株主資本	52,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,839
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,339
	（うち当期純利益）	(39,984)
	負債・純資産合計	**308,223**

第 29 期決算公告　令和８年４月20日

福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字湯平山1171番地８
株式会社裏磐梯高原ホテル
取締役社長　梅津　良一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	137
	固定資産	32
	資産合計	**169**
負純資債及産のび部	流動負債	17
	固定負債	78
	負債合計	**96**
	株主資本	73
	資本金	50
	利益剰余金	23
	その他利益剰余金	23
	（うち当期純利益）	(3)
	純資産合計	**73**
	負債・純資産合計	**169**

第 64 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
福島県伊達市伏黒字八反田57番地
東近紙工株式会社
代表取締役社長　伊藤　和裕

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	717,438
	固定資産	593,829
	合計	**1,311,268**
負純資債及産のび部	流動負債	333,534
	固定負債	23,374
	株主資本	954,360
	資本金	10,200
	利益剰余金	944,160
	利益準備金	2,550
	その他利益剰余金	941,610
	（うち当期純損失）	(24,649)
	合計	**1,311,268**

第 12 期決算公告　令和８年４月20日

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
ProScribe株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,340
	固定資産	0
	合計	**65,340**
負純資債及産のび部	流動負債	569,767
	賞与引当金	4,972
	有給休暇引当金	1,162
	株主資本	△504,426
	資本金	50
	利益剰余金	△504,476
	その他利益剰余金	△504,476
	（うち当期純損失）	(1,708)
	合計	**65,340**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
茨城県つくば市下広岡1055―543
ミドリ安全筑波株式会社
代表取締役　梯　　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	310,849
	固定資産	12,979
	資産合計	**323,829**
負純資債及産のび部	流動負債	235,232
	株主資本	88,596
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,596
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	76,096
	（うち当期純利益）	(76,013)
	負債・純資産合計	**323,829**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
茨城県古河市水海2390―９
ミドリ安全古河株式会社
代表取締役　梯　　哲也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,376
	固定資産	1,133
	資産合計	**89,510**
負純資債及産のび部	流動負債	54,656
	株主資本	34,853
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,853
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	22,353
	（うち当期純利益）	(22,147)
	負債・純資産合計	**89,510**

第12期決算公告　令和８年４月20日
東京都港区港南二丁目16番１号
株式会社
マクロミル・サウスイーストアジア
代表取締役　柴原　洋
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	289,532,471
	固定資産	104,187,427
	資産合計	**393,719,898**
負債及び純資産の部	流動負債	320,762,605
	賞与引当金	3,000,000
	株主資本	72,957,293
	資本金	74,471,912
	資本剰余金	27,971,912
	資本準備金	27,971,912
	利益剰余金	△29,486,531
	その他利益剰余金	△29,486,531
	（うち当期純損失）	（28,602,536）
	負債・純資産合計	**393,719,898**

第９期決算公告　令和８年３月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
株式会社Ｍ＆Ｓフォアフロント
代表取締役社長　大矢　有香（洞谷有香）
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,510,458
	固定資産	684,294
	資産合計	**4,194,752**
負債及び純資産の部	流動負債	1,205,896
	（賞与引当金）	（8,037）
	固定負債	13,217
	（退職給付引当金）	（13,217）
	株主資本	2,975,639
	資本金	110,000
	資本剰余金	750,844
	利益剰余金	2,114,794
	その他利益剰余金	2,114,794
	（うち当期純利益）	（148,424）
	負債・純資産合計	**4,194,752**

第９期決算公告
令和８年４月20日
東京都中央区京橋二丁目12番６号
ＡＯＪ税理士法人内
横浜風力開発株式会社
代表取締役　出澤　貴人
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,989,250
	固定資産	15,900,632
	資産合計	**17,889,882**
負債及び純資産の部	流動負債	385,715
	固定負債	17,518,351
	株主資本	△14,184
	資本金	1,000
	利益剰余金	△15,184
	その他利益剰余金	△15,184
	（うち当期純損失）	（697）
	負債・純資産合計	**17,889,882**

第４期決算公告　令和８年４月20日
東京都世田谷区上馬１丁目17番５号
ＯＮＩＧＯ株式会社
代表取締役　梅下　直也
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,372
	固定資産	19
	資産合計	**1,391**
負債及び純資産の部	流動負債	754
	固定負債	292
	株主資本	340
	資本金	100
	資本剰余金	4,356
	資本準備金	2,227
	その他資本剰余金	2,129
	利益剰余金	△4,115
	その他利益剰余金	△4,115
	（うち当期純損失）	（1,341）
	負債・純資産合計	**1,391**

第13期決算公告
令和８年４月20日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６Ｆ
Tenable Network Security Japan株式会社
代表取締役　高橋　隆敏
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	385,086,935
	固定資産	1,291,479
	資産合計	**386,378,414**
負債及び純資産の部	流動負債	103,607,782
	有給休暇引当金	16,968,855
	株主資本	282,770,632
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	272,770,632
	その他利益剰余金	272,770,632
	（うち当期純利益）	（42,091,243）
	負債・純資産合計	**386,378,414**

第６期決算公告
令和８年４月20日
東京都港区港南一丁目８－15Ｗビル２階
リアルタイムロボティクス株式会社
代表取締役　ピーター・ハワード
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,680,925
	固定資産	2,243,124
	資産合計	**19,924,049**
負債及び純資産の部	流動負債	9,463,924
	株主資本	10,460,125
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	9,460,125
	その他利益剰余金	9,460,125
	（うち当期純利益）	（1,993,652）
	負債・純資産合計	**19,924,049**

第６期決算公告　2026年３月26日
東京都中央区銀座六丁目18番２号
ソフトブレーン株式会社
代表取締役　豊田　浩文
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,472
	固定資産	11,841
	合計	**13,313**
負債及び純資産の部	流動負債	2,991
	固定負債	4,953
	株主資本	5,215
	資本金	150
	資本剰余金	11,300
	利益剰余金	△ 6,235
	その他利益剰余金	△ 6,235
	（うち当期純損失）	（216）
	新株予約権	152
	合計	**13,313**

第20期決算公告　2026年３月31日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
サンライズキャピタル株式会社
代表取締役　清塚　徳
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	904,705
	固定資産	413,176
	合計	**1,317,882**
負債及び純資産の部	流動負債	282,776
	固定負債	288,457
	株主資本	746,648
	資本金	10,000
	利益剰余金	736,648
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	734,148
	（うち当期純利益）	（87,617）
	合計	**1,317,882**

第２期決算公告　2026年３月31日
東京都港区東新橋一丁目９番２号
CLSA Capital Partners Investment Japan株式会社
代表取締役　バイフェン・フー
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,080
	固定資産	1,449
	資産合計	**26,530**
負債及び純資産の部	流動負債	18,794
	負債合計	**18,794**
	株主資本	7,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 2,264
	その他利益剰余金	△ 2,264
	（うち当期純利益）	（5,930）
	純資産合計	**7,736**
	負債・純資産合計	**26,530**

第４期決算公告
令和８年４月20日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
ＰＷＭフィナンシャル・パートナーズ株式会社
代表取締役社長　岩本　淳志
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,696
	固定資産	3,390
	資産合計	**7,086**
負債及び純資産の部	流動負債	10,540
	株主資本	△3,453
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,453
	その他利益剰余金	△13,453
	（うち当期純損失）	（5,559）
	負債・純資産合計	**7,086**

第３期決算公告
令和８年４月20日
東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
ＣｏＧｏＬｉｎｋｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　薛　光　宇
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	448,912
	合計	**448,912**
負債及び純資産の部	流動負債	6,721,691
	株主資本	△6,272,779
	資本金	500,000
	利益剰余金	△6,772,779
	その他利益剰余金	△6,772,779
	（うち当期純損失）	（1,802,546）
	合計	**448,912**

第54期決算公告　令和８年３月26日
東京都渋谷区南平台町３番１号
コーデンシＴＫ株式会社
代表取締役　細井　淳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	606,409
	固定資産	1,645,916
	合計	**2,252,325**
負債及び純資産の部	流動負債	470,454
	固定負債	148,806
	株主資本	1,633,065
	資本金	50,000
	資本剰余金	536,675
	資本準備金	536,675
	利益剰余金	1,046,391
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	1,040,891
	（うち当期純利益）	（105,658）
	合計	**2,252,325**

第 12 期 決 算 公 告

2026年３月31日
神奈川県川崎市川崎区扇町18番１号
株式会社京浜バイオマスパワー
代表取締役社長　鈴木　真弘

貸借対照表の要旨
(2025年12月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	2,283,843
	固定資産	26,888
	合計	2,310,731
負純資産及のび部	流動負債	2,025,425
	株主資本	285,306
	資本金	5,000
	利益剰余金	280,306
	その他利益剰余金	280,306
	(うち当期純利益)	(26,633)
	合計	2,310,731

第 7 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
神奈川県川崎市高津区坂戸３－２－１
サンセラバイオ株式会社
代表取締役社長　橋本　正

貸借対照表の要旨(令和７年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,524
	固定資産	78,895
	合計	144,419
負純資産及のび部	流動負債	55,679
	株主資本	88,739
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	78,739
	その他利益剰余金	78,739
	(うち当期純利益)	(31,823)
	合計	144,419

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都港区浜松町二丁目13番10号
ダイオーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　滝澤　和政

貸借対照表の要旨
(令和７年12月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	64,180
	固定資産	1,133,483
	合計	1,197,663
負純資産及のび部	流動負債	51,825
	固定負債	1,255,699
	株主資本	△109,862
	資本金	2,000
	利益剰余金	△111,862
	その他利益剰余金	△111,862
	(うち当期純損失)	(12,586)
	合計	1,197,663

第 14 期決算公告

令和８年４月20日
神奈川県横浜市中区真砂町４丁目43番
木下商事ビル７階
門脇鋼材株式会社
代表取締役　門脇　幹

貸借対照表の要旨(令和７年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	961,171
	固定資産	18,432
	合計	979,603
負純資産及のび部	流動負債	857,138
	固定負債	2,545
	退職給付引当金	1,385
	賞与引当金	1,160
	株主資本	119,920
	資本金	10,000
	利益剰余金	109,920
	その他利益剰余金	109,920
	(うち当期純利益)	(16,519)
	合計	979,603

第 18 期 決 算 公 告

2026年４月20日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
ＳＴＴ株式会社
代表取締役社長　福森　正人

貸借対照表の要旨
(2025年12月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	82,179
	固定資産	49,545
	合計	131,724
負純資産及のび部	流動負債	23,378
	固定負債	11,227
	株主資本	97,119
	資本金	30,000
	利益剰余金	67,119
	その他利益剰余金	67,119
	(うち当期純利益)	(4,455)
	合計	131,724

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
横浜市港北区新横浜二丁目３番地４
クレシェンドビル
PRIMES Japan株式会社
代表取締役　ラインハルト・クラマー

貸借対照表の要旨(令和７年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,846
	固定資産	4,783
	合計	294,630
負純資産及のび部	流動負債	179,881
	固定負債	28,000
	株主資本	86,748
	資本金	10,000
	利益剰余金	76,748
	その他利益剰余金	76,748
	(うち当期純利益)	(38,152)
	合計	294,630

第 77 期決算公告

令和８年３月23日
浜松市中央区高丘東三丁目18番５号
金田工業株式会社
代表取締役　平山　智明

貸借対照表の要旨(令和７年12月31日現在)

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,226
	固定資産	7,279
	繰延資産	0
	合計	11,505
負純資産及のび部	流動負債	2,464
	固定負債	1,161
	株主資本	6,682
	資本金	45
	利益剰余金	6,637
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	6,626
	(うち当期純利益)	(595)
	評価・換算差額等	1,197
	合計	11,505

第 21 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
岐阜県可児市広見四丁目12番地
株式会社ニューハーベスト
代表取締役　田中　政康

貸借対照表の要旨
(令和７年９月30日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	187,186
	固定資産	49,399
	合計	236,586
負純資産及のび部	流動負債	65,934
	固定負債	2,003
	株主資本	168,648
	資本金	20,000
	利益剰余金	148,648
	その他利益剰余金	148,648
	(うち当期純利益)	(25,930)
	合計	236,586

第 19 期 決 算 公 告

令和８年３月26日
神奈川県相模原市中央区田名赤坂3700番地1
ＴＥＳ－ＡＭＭ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　小沢　国彦

貸借対照表の要旨(令和７年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,434,006
	固定資産	688,401
	合計	2,122,407
負純資産及のび部	流動負債	889,949
	固定負債	190,310
	株主資本	1,042,147
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,002,147
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	992,147
	(うち当期純利益)	(306,647)
	合計	2,122,407

第 14 期 決 算 公 告

令和８年２月27日
名古屋市中区栄一丁目22番地16号
ミナミ栄ビル703号
一般社団法人食品リサイクル推進協議会
代表理事　深津　宜央

貸借対照表の要旨
(令和７年12月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	6,631
	固定資産	722
	合計	7,353
負純資産及のび部	流動負債	4,666
	固定負債	0
	基金	710
	利益剰余金	1,977
	繰越利益剰余金	1,977
	合計	7,353

第 64 期 決 算 公 告

令和８年４月17日
名古屋市緑区鳴海町字中汐田234番地
みづほ金属工業株式会社
代表取締役　山本　徹

貸借対照表の要旨(令和８年１月31日現在)

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,989
	固定資産	200,687
	合計	330,676
負純資産及のび部	流動負債	134,181
	固定負債	23,674
	株主資本	172,820
	資本金	36,000
	利益剰余金	136,820
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	127,820
	(うち当期純利益)	(△4,628)
	合計	330,676

第 1 期 決 算 公 告

令和８年３月24日
静岡県静岡市駿河区八幡一丁目５番38号
静岡ガスヒューマンリソース株式会社
代表取締役　山梨　暢義

貸借対照表の要旨
(令和７年12月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	40,000
	資産合計	40,000
負純資産及のび部	株主資本	40,000
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	負債・純資産合計	40,000

(注)　当期純利益　―　千円

第23期決算公告　令和８年４月20日
大阪市東成区大今里南６丁目８番10号
コクヨＫハート株式会社
代表取締役社長　前田　智行
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	353,040
	固定資産	17,935
	合計	370,975
負純資産及び部	流動負債	134,273
	固定負債	—
	株主資本	236,703
	資本金	90,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	146,703
	利益準備金	15,200
	その他利益剰余金	131,503
	（うち当期純利益）	(17,752)
	合計	370,975

第７期決算公告
令和８年４月17日
大阪市東住吉区長居公園１－１
Studio Sakura Entertainment株式会社
代表取締役　佐伯　真道
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,033
	資産合計	15,033
負純資産及び部	流動負債	1,485
	負債合計	1,485
	株主資本	13,548
	資本金	1,000
	利益剰余金	12,548
	その他利益剰余金	12,548
	（うち当期純利益）	(2,422)
	純資産合計	13,548
	負債・純資産合計	15,033

第12期決算公告　令和８年４月20日
大阪市中央区安土町三丁目３－９
田村駒ビル３階
株式会社ヒルストン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	147,559
	固定資産	26,647
	資産合計	174,206
負純資産及び部	流動負債	84,165
	賞与引当金	6,853
	固定負債	57,462
	株主資本	32,579
	資本金	30,000
	資本剰余金	15,531
	その他資本剰余金	15,531
	利益剰余金	△12,952
	その他利益剰余金	△12,952
	（うち当期純利益）	(33,678)
	負債・純資産合計	174,206

決算公告　令和８年４月20日
千葉県市原市八幡海岸通１番地
BWSC Japan株式会社
代表取締役　イェンス・ピーター・コック
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	597,472
	固定資産	2,300
	合計	599,772
負純資産及び部	流動負債	412,026
	固定負債	70
	株主資本	187,674
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	147,674
	その他利益剰余金	147,674
	（うち当期純利益）	(9,480)
	合計	599,772

第29期決算公告
令和８年３月25日
栃木県大田原市下石上1376番地３
株式会社メリット
代表取締役　坂根　定明
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	161,105
	固定資産	3,424
	合計	164,529
負純資産及び部	流動負債	91,114
	株主資本	73,415
	資本金	15,000
	利益剰余金	58,415
	利益準備金	3,822
	その他利益剰余金	54,593
	（うち当期純利益）	(33,068)
	合計	164,529

第60期決算公告
令和８年３月31日
大阪府吹田市幸町11番１号
小西咲株式会社
代表取締役　小西　久治
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,460,269
	固定資産	2,030,675
	合計	3,490,944
負純資産及び部	流動負債	452,048
	固定負債	280,475
	株主資本	2,758,421
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,738,421
	利益準備金	4,860
	その他利益剰余金	2,733,561
	（うち当期純利益）	(65,112)
	合計	3,490,944

第９期決算公告　令和８年４月20日
東京都港区六本木一丁目４番５号
株式会社PIGNUS
代表取締役　水戸　将平
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,055,058
	固定資産	150,361
	資産合計	1,205,420
負純資産及び部	流動負債	964,122
	賞与引当金	1,650
	固定負債	413,600
	株主資本	△173,967
	資本金	10,000
	利益剰余金	△183,967
	その他利益剰余金	△183,967
	（うち当期純損失）	(13,661)
	新株予約権	1,665
	負債・純資産合計	1,205,420

第34期決算公告　令和８年４月20日
東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
株式会社アヴァンザ
代表取締役社長　吉川　雅之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,661,286,961
	固定資産	183,041,307
	資産合計	1,844,328,268
負純資産及び部	流動負債	330,369,955
	（うち賞与引当金）	(84,512,200)
	株主資本	1,513,958,313
	資本金	60,000,000
	利益剰余金	1,551,465,471
	利益準備金	15,000,000
	その他利益剰余金	1,536,465,471
	（うち当期純利益）	(227,083,249)
	自己株式	△97,507,158
	負債・純資産合計	1,844,328,268

第５期決算公告　令和８年４月20日
東京都港区虎ノ門三丁目２－２
虎ノ門30森ビル９階
株式会社ノーススター
代表取締役　田北　浩大
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	481,699,525
	固定資産	3,626,965
	資産合計	485,326,490
負純資産及び部	流動負債	239,227,784
	固定負債	160,000,000
	株主資本	86,098,706
	資本金	99,000,000
	資本剰余金	99,000,000
	資本準備金	99,000,000
	利益剰余金	△111,901,294
	その他利益剰余金	△111,901,294
	（うち当期純利益）	(47,434,075)
	負債・純資産合計	485,326,490

第４期決算公告
2026年４月20日
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
スマドリ株式会社
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,041
	合計	102,041
負純資産及び部	流動負債	75,405
	株主資本	26,636
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	16,636
	その他利益剰余金	16,636
	（当期純利益）	(3,605)
	合計	102,041

第11期決算公告　令和８年４月20日
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目38番９号
株式会社ベストワークス
代表取締役　守屋　貴成
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,263
	固定資産	2,784
	資産合計	115,047
負純資産及び部	流動負債	62,789
	株主資本	52,258
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,257
	利益準備金	3,960
	その他利益剰余金	38,297
	（うち当期純利益）	(15,115)
	負債・純資産合計	115,047

第２期決算公告　令和８年４月20日
東京都豊島区南池袋２丁目49番７号
株式会社ＢＯＤ　ＰＯＷＥＲ
代表取締役　田中　大善
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,163
	固定資産	3,867,447
	繰延資産	188
	資産合計	3,897,798
負純資産及び部	流動負債	40,709
	固定負債	3,575,500
	株主資本	281,589
	資本金	80,000
	資本剰余金	197,509
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	4,080
	その他利益剰余金	4,080
	（うち当期純利益）	(4,080)
	負債・純資産合計	3,897,798

第７期決算公告　令和８年４月20日
東京都中央区日本橋本石町二丁目１－１
株式会社ＭＥＮＯＵ
代表取締役　西本　励照
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	335,512
	固定資産	17,923
	資産合計	**353,436**
負債及び純資産の部	流動負債	192,806
	固定負債	72,000
	株主資本	88,630
	資本金	100,000
	資本剰余金	181,614
	資本準備金	181,614
	利益剰余金	△192,983
	その他利益剰余金	△192,983
	（うち当期純損失）	(77,962)
	負債・純資産合計	**353,436**

第１期決算公告
令和８年２月27日
東京都新宿区下宮比町１番４号
株式会社エム・ホールディングス
代表取締役　大串　啓介
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,784
	固定資産	256,319
	資産合計	**328,103**
負債及び純資産の部	流動負債	456
	株主資本	327,647
	資本金	100,000
	資本剰余金	231,700
	その他資本剰余金	231,700
	利益剰余金	△4,052
	その他利益剰余金	△4,052
	（うち当期純損失）	(4,052)
	負債・純資産合計	**328,103**

第１期決算公告
令和８年３月31日
東京都新宿区下宮比町１番４号
株式会社ジェイ・ケイ・ケイ
代表取締役　大串　啓介
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,774
	固定資産	861,995
	資産合計	**869,769**
負債及び純資産の部	流動負債	720
	株主資本	869,049
	資本金	100,000
	資本剰余金	774,470
	その他資本剰余金	774,470
	利益剰余金	△5,420
	その他利益剰余金	△5,420
	（うち当期純損失）	(5,420)
	負債・純資産合計	**869,769**

第10期決算公告　令和８年４月20日
東京都千代田区飯田橋一丁目12番15号
株式会社ケアネットパートナーズ
代表取締役　脇丸　俊郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	753,511
	固定資産	26,518
	資産合計	**780,030**
負債及び純資産の部	流動負債	570,444
	固定負債	31,740
	株主資本	177,845
	資本金	50,000
	資本剰余金	43,948
	資本準備金	29,800
	その他資本剰余金	14,148
	利益剰余金	83,897
	その他利益剰余金	83,897
	（うち当期純利益）	(19,255)
	負債・純資産合計	**780,030**

第１期決算公告　令和８年４月20日
東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエア
SonarSource Japan株式会社
代表取締役　タリク・ショーカット
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	79,231,680
	固定資産	3,909,400
	合計	**83,141,080**
負債及び純資産の部	流動負債	87,305,066
	賞与引当金	24,181,149
	株主資本	△4,163,986
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	△4,164,036
	その他利益剰余金	△4,164,036
	（うち当期純損失）	(4,164,036)
	合計	**83,141,080**

第11期決算公告
令和８年４月20日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
コニング・ジャパン株式会社
代表取締役　ジュン・リー
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,000
	資産合計	**33,000**
負債及び純資産の部	流動負債	1,088,500
	株主資本	△1,055,500
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△1,105,500
	その他利益剰余金	△1,105,500
	（うち当期純損失）	(19,800)
	負債・純資産合計	**33,000**

第８期決算公告　令和８年３月25日
東京都渋谷区円山町28番１号
株式会社ＯｖｅｒＦｌｏｗ
代表取締役　町山　博彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	510,390
	固定資産	19,887
	資産合計	**530,278**
負債及び純資産の部	流動負債	427,655
	固定負債	7,311
	株主資本	95,311
	資本金	4,000
	利益剰余金	91,311
	その他利益剰余金	91,311
	（うち当期純利益）	(83,243)
	負債・純資産合計	**530,278**

第17期決算公告　令和８年３月26日
東京都千代田区大手町１丁目６番１号
株式会社スペースシフト
代表取締役　金本　成生
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	291,432
	固定資産	10,983
	資産合計	**302,415**
負債及び純資産の部	流動負債	38,054
	株主資本	263,713
	資本金	74,998
	資本剰余金	693,331
	資本準備金	628,992
	その他資本剰余金	64,338
	利益剰余金	△504,615
	その他利益剰余金	△504,615
	（うち当期純損失）	(251,196)
	新株予約権	647
	負債・純資産合計	**302,415**

第８期決算公告　令和８年３月30日
東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社サルース
代表取締役　岩楯　麻子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	536,852
	固定資産	8,323
	資産合計	**545,176**
負債及び純資産の部	流動負債	778,383
	負債合計	**778,383**
	株主資本	△233,207
	資本金	21,308
	資本剰余金	21,298
	資本準備金	21,298
	利益剰余金	△275,814
	その他利益剰余金	△275,814
	（うち当期純損失）	(33,949)
	純資産合計	**△233,207**
	負債・純資産合計	**545,176**

第９期決算公告
令和８年４月20日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
シェルルブリカンツジャパン株式会社
代表取締役社長　阿部　真
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	22,980
	固定資産	1,968
	資産合計	**24,949**
負債及び純資産の部	流動負債	8,966
	賞与引当金	360
	固定負債	5,702
	株主資本	10,280
	資本金	310
	利益剰余金	9,970
	その他利益剰余金	9,970
	（うち当期純利益）	(2,915)
	負債・純資産合計	**24,949**

第２期決算公告　令和８年３月25日
東京都渋谷区円山町28番１号
株式会社トリドリＩＳ
代表取締役　雨瀧浩一郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,686,560
	固定資産	745,779
	資産合計	**3,432,340**
負債及び純資産の部	流動負債	3,135,972
	固定負債	258,820
	株主資本	37,548
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,548
	その他利益剰余金	27,548
	（うち当期純損失）	(17,034)
	負債・純資産合計	**3,432,340**

第１期決算公告　令和８年３月25日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目25番11号
株式会社Ｖｏｏｓｔｅｒ
代表取締役　三宮　翔太
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,470
	固定資産	181,458
	資産合計	**228,929**
負債及び純資産の部	流動負債	75,263
	固定負債	310,000
	株主資本	△156,333
	資本金	10,000
	利益剰余金	△166,333
	その他利益剰余金	△166,333
	（うち当期純損失）	(166,333)
	負債・純資産合計	**228,929**

第62期決算公告　令和８年４月20日
東京都中央区八丁堀２丁目25番10号
株式会社大成広告社
代表取締役　森田　　潤
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	446,105
	固定資産	89,729
	資産合計	**535,834**
負債及び純資産の部	流動負債	69,302
	固定負債	5,000
	株主資本	461,532
	資本金	30,000
	利益剰余金	431,532
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	245,000
	（うち当期純利益）	（12,533）
	負債・純資産合計	**535,834**

第７期決算公告
令和８年３月31日
東京都渋谷区恵比寿４丁目22番７号３階
ＳＣＥＮＴＭＡＴＩＣ株式会社
代表取締役　栗栖　俊治
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	528,926
	固定資産	30,728
	資産合計	**559,654**
負債及び純資産の部	流動負債	338,216
	負債合計	**338,216**
	株主資本	221,437
	資本金	1,000
	利益剰余金	220,437
	その他利益剰余金	220,437
	（うち当期純利益）	（40,561）
	純資産合計	**221,437**
	負債・純資産合計	**559,654**

第59期決算公告　令和８年３月23日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
株式会社　装　備
代表取締役　髙橋　和也
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,939,583
	固定資産	406,015
	合計	**2,345,598**
負債及び純資産の部	流動負債	444,545
	固定負債	4,909
	株主資本	1,896,144
	資本金	96,000
	利益剰余金	1,800,144
	その他利益剰余金	1,800,144
	（うち当期純利益）	（206,427）
	合計	**2,345,598**

第８期決算公告　令和８年３月30日
東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社ディアナ
代表取締役　神田あかね
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	136,792
	固定資産	387
	資産合計	**137,180**
負債及び純資産の部	流動負債	27,346
	固定負債	200,000
	負債合計	**227,346**
	株主資本	△90,166
	資本金	50,000
	利益剰余金	△140,166
	その他利益剰余金	△140,166
	（うち当期純損失）	（57,532）
	純資産合計	**△90,166**
	負債・純資産合計	**137,180**

第41期決算公告　令和８年３月27日
東京都品川区北品川四丁目７番35号
ノーベル・バイオケア・ジャパン株式会社
代表取締役　坂野弘太郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,089
	固定資産	298
	資産合計	**3,387**
負債及び純資産の部	流動負債	1,196
	固定負債	21
	株主資本	2,170
	資本金	13
	利益剰余金	2,157
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	2,154
	（うち当期純利益）	（15）
	負債・純資産合計	**3,387**

第14期決算公告　令和８年３月26日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
株式会社ＦＰＧリアルエステート
代表取締役　川村　　仁
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,333,143
	固定資産	3,696
	資産合計	**1,336,839**
負債及び純資産の部	流動負債	1,166,658
	固定負債	10,196
	株主資本	159,984
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	139,984
	その他利益剰余金	139,984
	（うち当期純利益）	（129,201）
	負債・純資産合計	**1,336,839**

決　算　公　告
令和８年４月20日
東京都大田区矢口一丁目13番10号
イオックス・ファーマシー株式会社
代表取締役　井奥　貴之
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	829
	固定資産	927
	合計	**1,756**
負債及び純資産の部	流動負債	247
	固定負債	545
	株主資本	963
	資本金	3
	利益剰余金	960
	その他利益剰余金	960
	（うち当期純利益）	（201）
	合計	**1,756**

第５期決算公告
令和８年４月20日
東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
クリストファーソン・ロブ・ジャパン株式会社
代表取締役　中野　　武
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	180,429
	固定資産	1,428
	合計	**181,857**
負債及び純資産の部	流動負債	660
	株主資本	181,197
	資本金	10,000
	利益剰余金	171,197
	その他利益剰余金	171,197
	（うち当期純損失）	（23,149）
	合計	**181,857**

第８期決算公告　令和８年３月30日
東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社バッカス
代表取締役　志賀　勇佑
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,642,031
	固定資産	5,509
	資産合計	**2,647,540**
負債及び純資産の部	流動負債	1,289,547
	固定負債	8,957
	負債合計	**1,298,505**
	株主資本	1,349,034
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,299,034
	その他利益剰余金	1,299,034
	（うち当期純利益）	（187,509）
	純資産合計	**1,349,034**
	負債・純資産合計	**2,647,540**

第５期決算公告
令和８年３月23日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
ジーニーズ株式会社
代表取締役　アカシュ・ニガム
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,469,437
	合計	**1,469,437**
負債及び純資産の部	流動負債	36,087,338
	固定負債	33,933,630
	株主資本	△68,551,531
	資本金	10,002,500
	資本剰余金	9,997,500
	資本準備金	9,997,500
	利益剰余金	△88,551,531
	その他利益剰余金	△88,551,531
	（うち当期純損失）	（10,729,124）
	合計	**1,469,437**

第３期決算公告
令和８年４月20日
東京都港区元赤坂１丁目１番７―1209号
株式会社赤坂国際会計内
ＹＡＮＡＧＩ特定目的会社
取締役　高橋　祥子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	362,252
	固定資産	3,457,530
	資産合計	**3,819,782**
負債及び純資産の部	流動負債	245,796
	固定負債	2,150,000
	社員資本	1,488,300
	優先資本金	1,488,200
	特定資本金	100
	利益剰余金	△64,314
	その他利益剰余金	△64,314
	（うち当期純損失）	（55,309）
	負債・純資産合計	**3,819,782**

第85期決算公告
令和８年４月20日
東京都千代田区大手町一丁目５番４号
安田工業株式会社
取締役社長　荒木　信仁
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,253,234
	固定資産	941,207
	合計	**2,194,441**
負債及び純資産の部	流動負債	887,636
	固定負債	974,765
	引当金	6,000
	株主資本	326,039
	資本金	100,000
	利益剰余金	226,039
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	201,039
	合計	**2,194,441**

(注)　当期純利益　15,165千円

第１期決算公告

令和８年４月20日
東京都港区六本木一丁目４番５号
株式会社ユニファイド・インダストリアル
代表取締役　滝沢　洋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,397
	固定資産	1,850,042
	繰延資産	550
	資産合計	1,979,990
負純資債産及のび部	流動負債	2,010,013
	株主資本	△30,022
	資本金	10,250
	資本剰余金	9,750
	資本準備金	9,750
	利益剰余金	△50,022
	その他利益剰余金	△50,022
	（うち当期純損失）	(50,022)
	負債・純資産合計	1,979,990

第20期決算公告

令和８年４月20日
東京都港区六本木一丁目４番５号
ＵＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　川原なおき

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	979,067
	固定資産	499,832
	資産合計	1,478,899
負純資債産及のび部	流動負債	250,053
	固定負債	3,509
	株主資本	1,225,336
	資本金	397,500
	資本剰余金	337,500
	資本準備金	337,500
	利益剰余金	490,336
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	475,336
	（うち当期純損失）	(3,012)
	負債・純資産合計	1,478,899

第６期決算公告

令和８年３月23日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
ジーニーズ株式会社
代表取締役　アカシュ・ニガム

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	199,721
	合計	199,721
負純資債産及のび部	流動負債	35,694,515
	固定負債	38,014,495
	株主資本	△73,509,289
	資本金	10,002,500
	資本剰余金	9,997,500
	資本準備金	9,997,500
	利益剰余金	△93,509,289
	その他利益剰余金	△93,509,289
	（うち当期純損失）	(4,957,758)
	合計	199,721

第９期決算公告

令和８年２月25日
福島県郡山市喜久田町卸３丁目27番２号
一般社団法人浜通りエナジー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,717
	固定資産	300
	合計	6,017
負味債財及産びの正部	流動負債	145
	負債合計	145
	基金	6,000
	一般正味財産	△128
	正味財産合計	5,871
	合計	6,017

第39期決算公告

2026年４月20日
大阪府大阪市中央区北浜東４―33
株式会社ＣＴＩウイング
代表取締役　天野　順次

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	754,720
	固定資産	160,323
	合計	915,044
負純資債産及のび部	流動負債	178,640
	固定負債	112,100
	株主資本	624,303
	資本金	100,000
	利益剰余金	524,303
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	519,103
	（うち当期純利益）	(49,244)
	合計	915,044

第66期決算公告

令和８年４月20日
長野県下伊那郡下條村陽皐1608
リンクステックＹＧＡ株式会社
代表取締役社長　岩下　昭彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,595,464
	固定資産	74,418
	合計	2,669,882
負純資債産及のび部	流動負債	3,461,533
	固定負債	194,131
	株主資本	△990,452
	資本金	99,000
	資本剰余金	76,950
	利益剰余金	△1,166,402
	その他利益剰余金	△1,166,402
	（うち当期純利益）	(540,859)
	評価・換算差額等	4,670
	合計	2,669,882

第４期決算公告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・エイチ
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	211
	固定資産	600
	合計	811
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△258
	正味財産合計	741
	合計	811

第６期決算公告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ディー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,604
	固定資産	900
	合計	2,504
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	3,000
	一般正味財産	△565
	正味財産合計	2,434
	合計	2,504

第８期決算公告

令和８年２月25日
福島県郡山市喜久田町卸３丁目27番２号
一般社団法人鴻草渋川エナジー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,041
	固定資産	300
	合計	6,341
負味債財及産びの正部	流動負債	145
	負債合計	145
	基金	6,000
	一般正味財産	196
	正味財産合計	6,196
	合計	6,341

第４期決算公告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ケイ
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,553
	固定資産	300
	合計	2,853
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	3,000
	一般正味財産	△216
	正味財産合計	2,783
	合計	2,853

第４期決算公告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ジェイ
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	452
	固定資産	400
	合計	852
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△217
	正味財産合計	782
	合計	852

第４期決算公告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・アイ
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,488
	固定資産	1,200
	合計	6,688
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	7,000
	一般正味財産	△381
	正味財産合計	6,618
	合計	6,688

第３期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・ピー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	617
	固定資産	300
	合計	917
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△152
	正味財産合計	847
	合計	917

第３期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・オー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,583
	固定資産	5,100
	合計	6,683
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	7,000
	一般正味財産	△386
	正味財産合計	6,613
	合計	6,683

第３期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・エム

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	276
	固定資産	600
	合計	876
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△193
	正味財産合計	806
	合計	876

第２期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・ティー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	664
	固定資産	300
	合計	964
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△105
	正味財産合計	894
	合計	964

第２期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・エス

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	564
	固定資産	400
	合計	964
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△105
	正味財産合計	894
	合計	964

第２期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・アール

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	346
	固定資産	600
	合計	946
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△123
	正味財産合計	876
	合計	946

第８期決算公告

令和８年４月20日

東京都中央区日本橋本町三丁目８番４号

Ｕｂｉｅ株式会社

代表取締役　阿部　吉倫

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,433,601	流動負債	1,852,782
固定資産	163,519	（賞与引当金）	(225)
		固定負債	3,103,530
		株主資本	△1,638,046
		資本金	90,000
		資本剰余金	13,629,960
		資本準備金	6,857,980
		その他資本剰余金	6,771,980
		利益剰余金	△15,358,007
		その他利益剰余金	△15,358,007
		（うち当期純損失）	(2,503,408)
		新株予約権	278,853
資産合計	3,597,120	負債・純資産合計	3,597,120

第55期決算公告

令和８年３月24日　　東京都渋谷区渋谷三丁目３番１号

株式会社シー・エス・イー

代表取締役　小島　貴

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,692,055	流動負債	1,603,045
固定資産	1,140,111	賞与引当金	458,500
		その他	1,144,545
		固定負債	400
		株主資本	5,228,721
		資本金	100,000
		資本剰余金	49,750
		その他資本剰余金	49,750
		利益剰余金	5,087,546
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	5,025,046
		（うち当期純利益）	(485,958)
		自己株式	△ 8,575
資産合計	6,832,166	負債・純資産合計	6,832,166

第４期決算公告

令和８年４月20日　　東京都豊島区南池袋一丁目19番６号

Ｃｌｏｕｄｉｎ株式会社

代表取締役　真室　二郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	185,496	流動負債	21,227
固定資産	5,357	（うち賞与引当金）	(397)
		固定負債	10,932
		（うち退職給付引当金）	(1,977)
		（うち役員退職慰労引当金）	(8,955)
		株主資本	158,694
		資本金	10,000
		資本剰余金	99,095
		その他資本剰余金	99,095
		利益剰余金	49,599
		その他利益剰余金	49,599
		（うち当期純利益）	(15,321)
資産合計	190,854	負債・純資産合計	190,854

第13期決算公告

令和８年４月20日　　東京都豊島区南池袋一丁目19番６号

Ｅａｒｔｈ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社

代表取締役　真室　二郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,306,591	流動負債	675,963
固定資産	2,176,350	（うち賞与引当金）	(19,092)
		固定負債	102,231
		（うち退職給付引当金）	(83,953)
		（うち役員退職慰労引当金）	(18,278)
		株主資本	2,704,746
		資本金	20,000
		利益剰余金	2,684,746
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,679,746
		（うち当期純利益）	(686,100)
資産合計	3,482,941	負債・純資産合計	3,482,941

第 34 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都新宿区西新宿六丁目10番１号　日土地西新宿ビル７階
クノールブレムゼ鉄道システムジャパン株式会社
代表取締役　金　学夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,996,390	流動負債	2,403,718
固定資産	508,361	（賞与引当金）	(307,570)
		固定負債	13,446
		負債合計	**2,417,164**
		株主資本	1,087,587
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,037,587
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,025,087
		（うち当期純利益）	(524,675)
		純資産合計	**1,087,587**
資産合計	**3,504,751**	**負債・純資産合計**	**3,504,751**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都港区六本木三丁目１番１号六本木ティーキューブ14階
株式会社サイカ
代表取締役　平尾　喜昭

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,115,142	流動負債	351,108
固定資産	238,684	（うち賞与引当金）	(55,290)
		固定負債	145,240
		株主資本	1,857,477
		資本金	89,250
		資本剰余金	4,565,916
		資本準備金	3,346,732
		その他資本剰余金	1,219,184
		利益剰余金	△2,797,688
		その他利益剰余金	△2,797,688
		（うち当期純利益）	(342,125)
資産合計	**2,353,826**	**負債・純資産合計**	**2,353,826**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　静岡県静岡市葵区本通十丁目８番地の１
株式会社ＡＳＣａｒｅ
代表取締役社長　浅井　孝行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,686,553	流動負債	13,714,058
固定資産	7,491,632	（うち賞与引当金）	(408,422)
有形固定資産	5,291,400	固定負債	1,566,548
無形固定資産	38,916	（うち退職給付引当金）	(765,249)
投資その他の資産	2,161,316	（うち役員退職慰労引当金）	(15,610)
繰延資産	7,234	株主資本	4,904,814
		資本金	90,000
		利益剰余金	4,814,814
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	4,792,314
		（うち当期純利益）	(623,679)
資産合計	**20,185,420**	**負債・純資産合計**	**20,185,420**

第 100 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　神奈川県海老名市柏ケ谷四丁目11番１号
株式会社パブコ
代表取締役　秋山　健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,809	流動負債	10,642
固定資産	6,234	固定負債	324
		負債合計	**10,966**
		株主資本	1,077
		資本金	110
		資本剰余金	790
		その他資本剰余金	790
		利益剰余金	177
		利益準備金	73
		その他利益剰余金	104
		（うち当期純利益）	(39)
		純資産合計	**1,077**
資産合計	**12,043**	**負債・純資産合計**	**12,043**

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月26日

大阪市西区江戸堀二丁目１番１号
日本セーフティー株式会社
代表取締役　大塚　孝之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,420	流動負債	18,317
固定資産	5,414	固定負債	531
		負債合計	**18,848**
		株主資本	16,986
		資本金	99
		資本剰余金	1,062
		その他資本剰余金	1,062
		利益剰余金	15,824
		その他利益剰余金	15,824
		（うち当期純利益）	(7,709)
		純資産合計	**16,986**
資産合計	**35,834**	**負債・純資産合計**	**35,834**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年３月17日　京都府福知山市長田野町２丁目68番地３
株式会社ブリヂストントレッドシステム
代表取締役　丸山　雅祥

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	176,064	流動負債	14,021
固定資産	508,960	（うち賞与引当金）	(524)
		固定負債	59,980
		（うち退職給付引当金）	(31,310)
		株主資本	611,023
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	441,023
		利益準備金	7,000
		その他利益剰余金	434,023
		（うち当期純損失）	(16,266)
資産合計	**685,024**	**負債・純資産合計**	**685,024**

第 85 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

香川県高松市北浜町６番10号
久米加株式会社
代表取締役　久米加寿徳

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	561,140	流動負債	721,520
固定資産	1,484,889	固定負債	503,399
繰延資産	630	株主資本	821,740
		資本金	10,000
		利益剰余金	878,581
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	872,581
		（うち当期純利益）	(51,741)
		自己株式	△66,841
資産合計	**2,046,659**	**負債・純資産合計**	**2,046,659**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　大阪市西成区南津守五丁目２番10号
株式会社サーモテック
代表取締役　髙林　伸行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,540,980	流動負債	932,746
固定資産	204,989	（賞与引当金）	(38,043)
		（役員賞与引当金）	(6,740)
		（製品保証引当金）	(12,967)
		固定負債	118,754
		（退職給与引当金）	(113,215)
		株主資本	694,469
		資本金	33,400
		利益剰余金	661,069
		利益準備金	8,350
		その他利益剰余金	652,719
		（うち当期純損失）	(244,279)
資産合計	**1,745,970**	**負債・純資産合計**	**1,745,970**

第 40 期 決 算 公 告

2026年４月20日　東京都千代田区永田町２丁目11番１号

デュポン・エムシーシー株式会社

代表取締役　椙田　知宏

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,747	流動負債	2,029
固定資産	1,041	賞与引当金	125
		固定負債	521
		役員退職慰労引当金	28
		株主資本	2,238
		資本金	450
		資本剰余金	550
		資本準備金	550
		利益剰余金	1,238
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	988
		（うち当期純利益）	（288）
資産合計	4,788	負債・純資産合計	4,788

第 7 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

沖縄県那覇市松尾二丁目５番７号

嘉新琉球ＣＯＬＬＥＣＴＩＶＥ株式会社

代表取締役　松本　龍之

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	922,141	流動負債	908,405
固定資産	14,241,650	固定負債	10,457,488
		退職給付引当金	50,962
		株主資本	3,797,898
		資本金	100,000
		資本剰余金	9,900,000
		資本準備金	7,265,000
		その他資本剰余金	2,635,000
		利益剰余金	△6,202,102
		その他利益剰余金	△6,202,102
		（うち当期純損失）	（23,171）
資産合計	15,163,791	負債・純資産合計	15,163,791

第 65 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都墨田区緑二丁目５番７号

西田金属株式会社

代表取締役　西田　定弘

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,150,112,353	流動負債	1,452,947,777
固定資産	698,241,101	賞与引当金	6,359,627
繰延資産	0	固定負債	294,334,351
		株主資本	1,045,529,193
		資本金	50,000,000
		利益剰余金	995,529,193
		利益準備金	15,000,000
		その他利益剰余金	980,529,193
		（うち当期純利益）	（131,634,851）
		評価・換算差額等	55,542,133
		その他有価証券評価差額金	55,542,133
資産合計	2,848,353,454	負債・純資産合計	2,848,353,454

第 29 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都新宿区新宿四丁目１番６号ＪＲ新宿ミライナタワー

ＨＤマイクロシステムズ株式会社

代表取締役　古澤　健志

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,228,542	流動負債	5,321,383
固定資産	2,045,701	固定負債	72,028
		退職給付引当金	61,024
		その他	11,004
		負債合計	5,393,412
		株主資本	8,880,830
		資本金	400,000
		利益剰余金	8,480,830
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	8,380,830
		（うち当期純利益）	（5,785,388）
		純資産合計	8,880,830
資産合計	14,274,243	負債・純資産合計	14,274,243

第 17 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　東京都港区海岸一丁目４番22号

株式会社ＫＡＣＨＩＥＬ

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	237,421	流動負債	231,035
固定資産	816,656	賞与引当金	13,300
		固定負債	285,179
		株主資本	524,580
		資本金	100,000
		資本剰余金	838,500
		その他資本剰余金	838,500
		利益剰余金	△366,920
		その他利益剰余金	△366,920
		（うち当期純利益）	（90,335）
		自己株式	△47,000
		評価・換算差額等	13,282
		その他有価証券評価差額金	13,282
資産合計	1,054,076	負債・純資産合計	1,054,076

第 13 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都中央区日本橋三丁目14番３号

株式会社スピークバディ

代表取締役　立石　剛史

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	609,765	流動負債	865,834
固定資産	6,090	返品調整引当金	8
		固定負債	620,416
		株主資本	△871,378
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△971,378
		その他利益剰余金	△971,378
		（うち当期純損失）	（506,202）
		新株予約権	984
資産合計	615,856	負債・純資産合計	615,856

第 21 期 決 算 公 告

2026年４月20日　東京都品川区大崎一丁目２番２号

フューチャーインベストメント株式会社

代表取締役　村松　由紀

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	210	流動負債	332
固定資産	6,387	固定負債	9,037
投資その他の資産	6,387	株主資本	△2,918
		資本金	10
		資本剰余金	911
		資本準備金	461
		その他資本剰余金	450
		利益剰余金	△3,839
		その他利益剰余金	△3,839
		（うち当期純利益）	（474）
		評価・換算差額等	146
		その他有価証券評価差額金	146
資産合計	6,597	負債・純資産合計	6,597

第 44 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都目黒区上目黒２丁目１番１号

ハーゲンダッツジャパン株式会社

代表取締役社長　佐藤　晃世

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,335	流動負債	13,495
固定資産	5,834	（うち賞与引当金）	（426）
		固定負債	2,275
		（うち退職給付引当金）	（524）
		負債合計	15,771
		株主資本	5,398
		資本金	460
		利益剰余金	4,938
		利益準備金	115
		その他利益剰余金	4,823
		（うち当期純利益）	（6,427）
		純資産合計	5,398
資産合計	21,169	負債・純資産合計	21,169

第 53 期 決 算 公 告

2026年３月27日　東京都港区虎ノ門４丁目１番28号
株式会社ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ
代表取締役　渡邉　佳洋

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,595	流動負債	1,053
固定資産	81	固定負債	99
		株主資本	2,511
		資本金	100
		資本剰余金	2,314
		資本準備金	1,914
		その他資本剰余金	400
		利益剰余金	96
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	46
		（うち当期純利益）	(7)
		評価・換算差額等	12
		有価証券評価差額金	12
資産合計	3,677	負債・純資産合計	3,677

第 92 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都千代田区鍛冶町二丁目９番12号
株式会社徳力本店
代表取締役　山口　純

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,172,520	流動負債	17,579,681
固定資産	2,016,491	固定負債	485,450
		株主資本	23,397,733
		資本金	100,000
		利益剰余金	23,297,733
		利益準備金	26,250
		その他利益剰余金	23,271,483
		（うち当期純利益）	(3,972,269)
		評価・換算差額等	△273,853
		その他有価証券評価差額金	225,442
		繰延ヘッジ損益	△499,295
資産合計	41,189,011	負債・純資産合計	41,189,011

第 19 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
キング園芸株式会社
代表取締役社長　佐藤　善則

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	120	流動負債	0
固定資産	2	株主資本	122
		資本金	10
		利益剰余金	111
		その他利益剰余金	111
		（うち当期純利益）	(5)
資産合計	122	負債・純資産合計	122

第 57 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社
代表取締役社長　森本　義之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,761	流動負債	1,886
固定資産	1,793	（賞与引当金）	(42)
		（役員賞与引当金）	(2)
		固定負債	1,556
		（退職給付引当金）	(216)
		株主資本	2,084
		資本金	200
		利益剰余金	1,884
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,834
		（うち当期純損失）	(415)
		評価・換算差額等	28
		有価証券評価差額金	28
資産合計	5,554	負債・純資産合計	5,554

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　埼玉県川越市南台一丁目３番地２
アドラゴスファーマ川越株式会社
代表取締役　黒米　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,994,554	流動負債	2,232,030
固定資産	6,559,465	退職給付引当金	5,101
		環境リスク引当金	24,180
		有給休暇引当金	124,930
		賞与引当金	170,774
		固定負債	944,090
		株主資本	6,377,899
		資本金	10,000
		利益剰余金	6,367,899
		繰越利益剰余金	6,367,899
		（うち当期純利益）	(437,427)
資産合計	9,554,020	負債・純資産合計	9,554,020

第 39 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
神奈川県川崎市川崎区日進町１番地14
ＡＧＣテクノロジーソリューションズ株式会社
代表取締役　杉田　正人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,311	流動負債	7,104
固定資産	450	固定負債	433
		負債の部合計	7,537
		株主資本	1,224
		資本金	50
		利益剰余金	1,174
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,161
		（当期純利益）	(137)
		純資産の部合計	1,224
合計	8,761	合計	8,761

第 14 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都港区三田１－４－28
三田国際ビル23階
株式会社くふうカンパニー
代表取締役　穐田　誉輝

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,603,076	流動負債	982,185
固定資産	387,049	固定負債	137,940
繰延資産	0	株主資本	2,870,000
		資本金	29,000
		資本剰余金	2,413,725
		資本準備金	2,287,105
		その他資本剰余金	126,620
		利益剰余金	427,275
		その他利益剰余金	427,275
		（うち当期純利益）	(439,414)
合計	3,990,125	合計	3,990,125

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　東京都港区虎ノ門二丁目９番１号
虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11階
アドラゴスファーマ株式会社
代表取締役　柳澤　敬三

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	107,232	流動負債	884,921
固定資産	5,893,531	賞与引当金	11,340
繰延資産	199	有給休暇引当金	2,325
		固定負債	3,889,311
		株主資本	1,226,731
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,960,010
		資本準備金	1,960,010
		利益剰余金	△823,278
		繰越利益剰余金	△823,278
		（うち当期純損失）	(364,677)
資産合計	6,000,964	負債・純資産合計	6,000,964

第　9　期　決　算　公　告

令和８年４月20日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号ＪＰタワー14階
トレードウェブ・ジャパン株式会社
代表取締役　武守　美幸

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,200,858	流動負債	426,908
固定資産	769,446	賞与引当金	130,752
		株主資本	2,543,395
		資本金	807,990
		資本剰余金	807,890
		資本準備金	807,890
		利益剰余金	927,515
		その他利益剰余金	927,515
資産合計	2,970,304	負債・純資産合計	2,970,304

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,250,095
販売費及び一般管理費	2,024,415
営業利益	225,679
営業外損益	9,307
経常利益	216,372
税引前当期純利益	216,372
法人税、住民税及び事業税	73,852
当期純利益	142,520

第　2　期　決　算　公　告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ユー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	664
	固定資産	300
	合計	964
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,000
	一般正味財産	△105
	正味財産合計	894
	合計	964

第　27　期　決　算　公　告

2026年４月20日　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
ＰＷＭ日本証券株式会社
代表取締役社長　丸橋　昌平

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,061,324	流動負債	4,080,481
固定資産	309,739	固定負債	83,564
有形固定資産	56,761	退職給付引当金	50,044
無形固定資産	125,953	その他	33,520
投資その他の資産	127,024	負債合計	4,164,045
		株主資本	2,202,017
		資本金	3,000,000
		利益剰余金	△797,982
		その他利益剰余金	△797,982
		評価・換算差額等	5,001
		その他有価証券評価差額金	5,001
		純資産合計	2,207,019
資産合計	6,371,064	負債・純資産合計	6,371,064

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,122,968
金融費用	94
販売費及び一般管理費	2,755,888
営業利益	366,985
営業外収益	12,215
営業外費用	1,084
経常利益	378,116
特別損益	△1,996
税引前当期純利益	376,120
法人税、住民税及び事業税	129,615
法人税等調整額	△8,342
当期純利益	254,847

第　7　期　決　算　公　告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ビー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,704
	固定資産	600
	合計	2,304
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	3,000
	一般正味財産	△765
	正味財産合計	2,234
	合計	2,304

第　45　期　決　算　公　告

2026年４月20日　静岡県島田市牛尾74番地の１
ペパーレット株式会社
代表取締役　望月昇太郎

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,474	流動負債	1,922
固定資産	8,183	（うち賞与引当金）	(64)
		固定負債	2,588
		負債合計	4,510
		株主資本	6,147
		資本金	1,960
		資本剰余金	1,950
		資本準備金	1,950
		利益剰余金	2,237
		その他利益剰余金	2,237
		純資産合計	6,147
資産合計	10,658	負債・純資産合計	10,658

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,284
売上原価	5,381
売上総利益	902
販売費及び一般管理費	664
営業利益	238
営業外収益	573
営業外費用	39
経常利益	771
特別利益	34
特別損失	616
税引前当期純利益	189
法人税、住民税及び事業税	71
法人税等調整額	△12
当期純利益	130

第　7　期　決　算　公　告

令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・エー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,156
	固定資産	300
	合計	9,456
負味債財及産びの正部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	10,000
	一般正味財産	△613
	正味財産合計	9,386
	合計	9,456

第　63　期　決　算　公　告

令和８年４月20日
青森市大字石江字岡部76番地１
北斗建設株式会社
代表取締役　平川五十吉

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	283,288,634
	固定資産	148,553,597
	合計	431,842,231
負純債資及産びの部	流動負債	177,704,997
	固定負債	145,670,000
	株主資本	108,467,234
	資本金	90,000,000
	利益剰余金	18,467,234
	（うち当期純損失）	(17,566,371)
	合計	431,842,231

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千万円減少し、金四千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年四月二十日
青森市大字石江字岡部七六番地一
北斗建設株式会社
代表取締役　平川五十吉

第　11　期　決　算　公　告

令和８年２月25日
東京都千代田区丸の内２丁目２番３号
一般社団法人ジェイ・ダブリュー・シー
代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,990
	固定資産	900
	合計	4,890
負味債財及産びの正部	流動負債	280
	負債合計	280
	基金	3,000
	一般正味財産	1,610
	正味財産合計	4,610
	合計	4,890

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百五十七万五千円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都千代田区平河町一丁目八番九号

朝日管理株式会社

代表取締役　中本　勝美

第41期決算公告

令和８年４月20日

東京都千代田区平河町一丁目８番９号

朝日管理株式会社

代表取締役　中本　勝美

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,903,564
	固定資産	7,587,613
	繰延資産	205,897
	資産合計	16,697,074
負債純資産の部	流動負債	73,135,677
	株主資本	△56,438,603
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△66,438,603
	その他利益剰余金	△66,438,603
	（うち当期純利益）	(879,013)
	負債・純資産合計	16,697,074

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階

ＡＪホールディングス１株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

第８期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区六本木七丁目７番７号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ９階

ＡＪホールディングス１株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	787
	固定資産	929,993
	合計	930,781
負債純資産の部	流動負債	7,620
	株主資本	923,161
	資本金	39,998
	資本剰余金	899,833
	資本準備金	39,998
	その他資本剰余金	859,834
	利益剰余金	△16,670
	その他利益剰余金	△16,670
	（うち当期純損失）	(1,911)
	合計	930,781

第７期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人とっとりＹＤソーラー

代表理事　石田　泉

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	897
	固定資産	300
	合計	1,197
負債純資産の部	流動負債	227
	負債合計	227
	基金	1,000
	一般正味財産	△30
	正味財産合計	969
	合計	1,197

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階

ＡＪホールディングス２株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

第８期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区六本木七丁目７番７号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ９階

ＡＪホールディングス２株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	128,261
	固定資産	1,128,714
	合計	1,256,975
負債純資産の部	流動負債	313,532
	株主資本	943,443
	資本金	10,000
	資本剰余金	919,993
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	909,993
	利益剰余金	13,449
	その他利益剰余金	13,449
	（うち当期純損失）	(4,854)
	合計	1,256,975

第９期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ＪＢＺ

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,439
	固定資産	300
	合計	3,739
負債純資産の部	流動負債	153
	負債合計	153
	基金	3,000
	一般正味財産	585
	正味財産合計	3,585
	合計	3,739

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＯＲＩＡ（住所富山県富山市桜橋通り二番二五号）に対して当社の学会システム事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年三月五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい、

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

富山県富山市桜橋通り二番二五号

株式会社ＰＣＯ

代表取締役　西田　美樹

第22期決算公告

令和８年４月20日

富山県富山市桜橋通り２番25号

株式会社ＰＣＯ

代表取締役　西田　美樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	191,379
	固定資産	46,760
	合計	238,139
負債純資産の部	流動負債	86,688
	固定負債	55,498
	株主資本	95,952
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,165
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	89,065
	（うち当期純利益）	(32,628)
	自己株式	△3,212
	合計	238,139

第１期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・エイチ・ヴイ

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	699
	固定資産	300
	合計	999
負債純資産の部	流動負債	64
	負債合計	64
	基金	1,000
	一般正味財産	△64
	正味財産合計	935
	合計	999

第６期決算公告　　令和８年４月20日
石川県白山市鹿島町ぬ３番地１
北陸大池運送株式会社
代表取締役　山下　雄範
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	524,974
	固定資産	326,582
	合計	851,556
負純資産の及び部	流動負債	647,694
	固定負債	15,697
	株主資本	188,165
	資本金	12,000
	資本剰余金	89,674
	その他資本剰余金	89,674
	利益剰余金	86,491
	利益準備金	3,480
	その他利益剰余金	83,011
	（うち当期純利益）	(28,637)
	合計	851,556

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日
石川県白山市鹿島町ぬ三番地一
北陸大池運送株式会社
代表取締役　山下　雄範

第１期決算公告
令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ダブリュー
代表理事　河原　洋一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	699
	固定資産	300
	合計	999
負味財債及産びの正部	流動負債	40
	負債合計	40
	基金	1,000
	一般正味財産	△41
	正味財産合計	958
	合計	999

第４期決算公告
令和８年４月20日
福井県あわら市下番第72号12番地４
株式会社ＡＲＩホールディングス
代表取締役　伊藤　諭貴
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192
	固定資産	41,118
	繰延資産	330
	資産合計	41,640
負純資産の債及び部	流動負債	757
	固定負債	46,687
	株主資本	△5,804
	資本金	5,000
	利益剰余金	△10,804
	その他利益剰余金	△10,804
	（うち当期純損失）	(731)
	負債・純資産合計	41,640

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億七千六百十七万三千百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十日
福井県あわら市下番第七二号一二番地四
株式会社ＡＲＩホールディングス
代表取締役　伊藤　諭貴

第１期決算公告
令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・エックス
代表理事　河原　洋一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	699
	固定資産	300
	合計	999
負味財債及産びの正部	流動負債	40
	負債合計	40
	基金	1,000
	一般正味財産	△41
	正味財産合計	958
	合計	999

第31期決算公告
令和８年４月20日
東京都港区元赤坂一丁目１番７号
秋葉原大栄ビル特定目的会社
取締役　塩野　光二
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
特定資産		8,713,292	流動負債		7,586,142
その他の資産		201,873	固定負債		442,522
流動資産		200,027	負債合計		8,028,664
固定資産		1,790	社員資本		886,501
繰延資産		55	特定資本金		100
			優先資本金		750,000
			剰余金		136,401
			当期未処分利益		136,401
			純資産合計		886,501
資産合計		8,915,165	負債・純資産合計		8,915,165

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	271,695
営業費用	135,676
営業利益	136,019
営業外収益	766
営業外費用	178
経常利益	136,607
税引前当期純利益	136,607
法人税、住民税及び事業税	209
法人税等調整額	△0
当期純利益	136,398

第１期決算公告
令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ワイ
代表理事　河原　洋一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	799
	固定資産	1,200
	合計	1,999
負味財債及産びの正部	流動負債	40
	負債合計	40
	基金	2,000
	一般正味財産	△41
	正味財産合計	1,958
	合計	1,999

第27期決算公告
令和８年４月20日
東京都港区元赤坂一丁目１番７号
ＴＤ・ＤＳ特定目的会社
取締役　塩野　光二
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
特定資産		9,815,056	流動負債		199,635
その他の資産		288,662	固定負債		8,800,335
流動資産		227,715	負債合計		8,999,971
固定資産		53,831	社員資本		1,103,747
繰延資産		7,115	特定資本金		200
			優先資本金		960,000
			剰余金		143,547
			当期未処分利益		143,547
			純資産合計		1,103,747
資産合計		10,103,719	負債・純資産合計		10,103,719

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	321,247
営業費用	178,390
営業利益	142,857
営業外収益	902
営業外費用	1
経常利益	143,757
税引前当期純利益	143,757
法人税、住民税及び事業税	210
法人税等調整額	△0
当期純利益	143,547

第１期決算公告
令和８年２月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
一般社団法人ジェイ・エイチ・ゼッド
代表理事　河原　洋一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	699
	固定資産	300
	合計	999
負味財債及産びの正部	流動負債	40
	負債合計	40
	基金	1,000
	一般正味財産	△41
	正味財産合計	958
	合計	999

第１期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・ピー・エー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	699
	固定資産	300
	合計	999
負味債財及産びの正部	流動負債	11
	負債合計	11
	基金	1,000
	一般正味財産	△12
	正味財産合計	987
	合計	999

第８期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区元赤坂一丁目１番７号

ＤＳＦ特定目的会社

取締役　金谷　正文

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,322,025	流動負債	111,946
その他の資産	212,587	固定負債	7,622,000
流動資産	189,525	負債合計	7,733,946
固定資産	21,729	社員資本	1,800,666
繰延資産	1,332	特定資本金	100
		優先資本金	1,620,000
		剰余金	180,566
		当期未処分利益	180,566
		純資産合計	1,800,666
資産合計	9,534,612	負債・純資産合計	9,534,612

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	343,800
営業費用	162,920
営業利益	180,879
営業外収益	404
営業外費用	15
経常利益	181,268
税引前当期純利益	181,268
法人税、住民税及び事業税	703
法人税等調整額	△1
当期純利益	180,566

第１期決算公告

令和８年２月25日

東京都新宿区下宮比町１番４号

一般社団法人ジェイ・ピー・ビー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,000
	合計	1,000
負味債財及産びの正部	流動負債	5
	負債合計	5
	基金	1,000
	一般正味財産	△5
	正味財産合計	994
	合計	1,000

第４期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

アプリコット木場特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,550	流動負債	59
固定資産	8,550	固定負債	5,963
特定資産合計	8,550	負債合計	6,023
その他の資産	327	社員資本	2,855
流動資産	316	特定資本金	0
繰延資産	11	優先資本金	2,775
		剰余金	80
その他の資産合計	327	純資産合計	2,855
資産合計	8,878	負債・純資産合計	8,878

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	332
営業費用	255
営業利益	76
営業外収益	5
営業外費用	0
経常利益	81
税引前当期純利益	81
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	80

第４期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区元赤坂１丁目１番７―1209号

株式会社赤坂国際会計内

ＹＡＮＡＧＩ一般社団法人

代表理事　高橋　祥子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,532
	固定資産	51
	資産合計	1,583
負純債資及産のび部	流動負債	206
	負債合計	206
	基金	2,450
	剰余金	△1,073
	（うち当期純利益）	(276)
	純資産合計	1,377
	負債・純資産合計	1,583

第４期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

アプリコット巣鴨特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,117	流動負債	51
固定資産	8,117	固定負債	5,633
特定資産合計	8,117	負債合計	5,684
その他の資産	318	社員資本	2,751
流動資産	307	特定資本金	0
繰延資産	11	優先資本金	2,665
		剰余金	86
その他の資産合計	318	純資産合計	2,751
資産合計	8,436	負債・純資産合計	8,436

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	321
営業費用	233
営業利益	87
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	87
税引前当期純利益	87
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	86

第４期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区元赤坂１丁目１番７―1209号

株式会社赤坂国際会計内

ＹＡＮＡＧＩ２一般社団法人

代表理事　高橋　祥子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,262
	固定資産	100
	資産合計	1,362
負純債資及産のび部	流動負債	172
	負債合計	172
	基金	2,080
	剰余金	△890
	（うち当期純利益）	(144)
	純資産合計	1,190
	負債・純資産合計	1,362

第21期決算公告

令和８年４月20日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	33,143,561	流動負債	22,195,679
流動資産	3,718,303	固定負債	2,424,969
固定資産	29,425,258	負債合計	24,620,648
その他資産	140,820	社員資本	8,663,734
流動資産	120,490	特定資本金	100
固定資産	504	優先資本金	8,386,000
投資その他の資産	504	剰余金	277,634
繰延資産	19,825	当期未処分利益	277,634
		純資産合計	8,663,734
資産合計	33,284,382	負債・純資産合計	33,284,382

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,186,637
営業費用	911,656
営業利益	274,980
営業外収益	3,066
経常利益	278,046
税引前当期純利益	278,046
法人税、住民税及び事業税	412
当期純利益	277,634

第３期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区西新橋一丁目２番９号
メンターキャピタル税理士法人内
品川リゾート特定目的会社
取締役　石本　忠次

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	64,527	流動負債	2,080
固定資産	64,527	固定負債	81,000
その他資産	19,772	**負債合計**	**83,080**
流動資産	18,928	社員資本	13,872
固定資産	843	特定資本金	0
投資その他の資産	843	優先資本金	13,872
繰延資産	0	剰余金	△12,653
		当期未処理損失	12,653
		純資産合計	**1,219**
資産合計	**84,299**	**負債・純資産合計**	**84,299**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	11,899
営業費用	13,733
営業損失	1,833
営業外収益	31
経常損失	1,801
税引前当期純損失	1,801
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,802
前期繰越損失	10,850
当期未処理損失	12,653

第54期決算公告

令和８年４月20日
岩手県盛岡市みたけ三丁目18番33号
エクナ株式会社
代表取締役　菊池　　暁

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,418,824
	固定資産	1,004,060
	合計	**2,422,884**
負債及び純資産の部	流動負債	1,226,883
	株主資本	1,196,000
	資本金	80,000
	資本剰余金	5,774
	資本準備金	5,774
	利益剰余金	1,110,226
	利益準備金	14,600
	その他利益剰余金	1,095,626
	（うち当期純利益）	（247,514）
	合計	**2,422,884**

第10期決算公告

令和８年４月20日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
アークトゥルスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額	
特定資産	9,781,900	流動負債	442,224	
投資その他の資産	9,781,900	固定負債	5,460,000	
その他の資産	216,221	**負債合計**	**5,902,224**	
流動資産	212,994	社員資本	4,095,897	
固定資産	3,084	特定資本金	100	
繰延資産	143	優先資本金	4,051,500	
		剰余金	44,297	
		当期未処分利益	44,297	
		純資産合計	**4,095,897**	
資産合計	**9,998,121**	**負債・純資産合計**	**9,998,121**	

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	102,645
営業費用	57,802
営業利益	44,843
営業外収益	146
営業外費用	0
経常利益	44,989
税引前当期純利益	44,989
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	44,297
当期未処分利益	44,297

第10期決算公告

令和８年４月20日
岩手県盛岡市みたけ三丁目18番33号
株式会社エクナサポート
代表取締役　佐藤　　久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,328
	固定資産	476,630
	繰延資産	976
	合計	**495,935**
負債及び純資産の部	流動負債	90,083
	固定負債	372,650
	株主資本	33,201
	資本金	1,000
	利益剰余金	32,201
	その他利益剰余金	32,201
	（うち当期純利益）	（7,540）
	合計	**495,935**

第８期決算公告

令和８年４月20日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
コルブスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額	
特定資産	25,170,100	流動負債	772,745	
投資その他の資産	25,170,100	固定負債	13,980,000	
その他の資産	529,493	**負債合計**	**14,752,745**	
流動資産	466,020	社員資本	10,946,848	
固定資産	52,925	特定資本金	1,000	
繰延資産	10,548	優先資本金	10,769,700	
		剰余金	176,148	
		当期未処分利益	176,148	
		純資産合計	**10,946,848**	
資産合計	**25,699,593**	**負債・純資産合計**	**25,699,593**	

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	321,498
営業費用	144,804
営業利益	176,694
営業外収益	336
経常利益	177,030
税引前当期純利益	177,030
法人税、住民税及び事業税	882
当期純利益	176,148
当期未処分利益	176,148

第８期決算公告

2026年４月20日
東京都江東区豊洲五丁目６番15号
株式会社Ｅｍｅｒｇｅ
代表取締役　石﨑　　優

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	159,904
	固定資産	144,091
	合計	**303,995**
負債及び純資産の部	流動負債	103,076
	固定負債	200,000
	株主資本	919
	資本金	9,205
	資本剰余金	8,705
	資本準備金	8,705
	利益剰余金	△16,990
	その他利益剰余金	△16,990
	（うち当期純利益）	（7,081）
	合計	**303,995**

第５期決算公告

令和８年４月20日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
カニスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額	
特定資産	7,407,492	流動負債	408,192	
投資その他の資産	7,407,492	固定負債	4,147,800	
その他の資産	114,631	**負債合計**	**4,555,992**	
流動資産	88,643	社員資本	2,966,131	
投資その他資産	23,030	特定資本金	100	
繰延資産	2,958	優先資本金	2,921,185	
		剰余金	44,846	
		当期未処分利益	44,846	
		純資産合計	**2,966,131**	
資産合計	**7,522,123**	**負債・純資産合計**	**7,522,123**	

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	127,845
営業費用	81,773
営業利益	46,072
営業外収益	159
経常利益	46,231
税引前当期純利益	46,231
法人税、住民税及び事業税	1,385
当期純利益	44,846
当期未処分利益	44,846

第14期決算公告

令和８年４月20日
東京都港区三田１－４－28
株式会社ゴールドエッグス
代表取締役　岩井　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	46
	固定資産	121
	合計	**168**
負債及び純資産の部	流動負債	344
	固定負債	308
	株主資本	△484
	資本金	10
	利益剰余金	△494
	その他利益剰余金	△494
	（うち当期純損失）	（203）
	合計	**168**

第７期決算公告

令和８年４月20日
東京都目黒区上目黒二丁目43番20号
株式会社ＦＡＣＴ
代表取締役　三寺　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	178,867
	固定資産	9,388
	合計	188,256
負純資債及産のび部	流動負債	84,615
	固定負債	32,719
	株主資本	70,921
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	58,421
	その他利益剰余金	58,421
	（うち当期純利益）	(13,576)
	合計	188,256

第27期決算公告

令和８年４月20日
東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号恵比寿ネオナート
レッドハット株式会社
代表取締役社長　三浦　美穂

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,516,812	流動負債	44,196,198
固定資産	1,935,233	（賞与引当金）	(670,811)
		固定負債	535,876
		負債合計	44,732,074
		株主資本	1,719,970
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,619,970
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,594,970
		純資産合計	1,719,970
資産合計	46,452,045	負債・純資産合計	46,452,045

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	42,290,923
売上原価	29,378,859
売上総利益	12,912,064
販売費及び一般管理費	11,582,820
営業利益	1,329,243
営業外収益	892,298
営業外費用	28,680
経常利益	2,192,860
税引前当期純利益	2,192,860
法人税、住民税及び事業税	793,967
法人税等調整額	△26,445
当期純利益	1,425,338

第22期決算公告

令和８年４月20日
兵庫県神戸市中央区浪花町64番地
株式会社MARRY MARBLE
代表取締役　西多　由智

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	491,705
	固定資産	67,368
	資産合計	559,073
負純資債及産のび部	流動負債	262,181
	固定負債	2,109
	株主資本	294,783
	資本金	16,200
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	272,583
	その他利益剰余金	272,583
	（うち当期純利益）	(127,585)
	負債・純資産合計	559,073

第17期決算公告

令和８年４月20日
東京都渋谷区南平台町15番11号
株式会社ナイトレイ
代表取締役　石川　豊

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	58,955,077
	固定資産	1,600,970
	資産合計	60,556,047
負純資債及産のび部	流動負債	24,336,106
	固定負債	101,856,000
	株主資本	△66,036,059
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	231,095,000
	その他資本剰余金	231,095,000
	利益剰余金	△397,131,059
	その他利益剰余金	△397,131,059
	（うち当期純損失）	(39,950,145)
	新株予約権	400,000
	負債・純資産合計	60,556,047

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十日
東京都渋谷区南平台町一五番一一号
株式会社ナイトレイ
代表取締役　石川　豊

第64期決算公告

令和８年３月27日
名古屋市北区若葉通四丁目18番地１
株式会社名起通信社
代表取締役社長　大石　眞一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,496
	固定資産	56,470
	資産合計	162,967
負純資債及産のび部	流動負債	43,056
	固定負債	1,800
	株主資本	118,110
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,110
	利益準備金	2,350
	その他利益剰余金	105,760
	（うち当期純利益）	(9,583)
	負債・純資産合計	162,967

第２期決算公告

令和８年４月20日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階
Ｔｏｋｙｏ24特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	特定資産	—
	その他の資産	1,500,072,284
	流動資産	1,500,072,284
	繰延資産	—
	合計	1,500,072,284
負純資債及産のび部	流動負債	1,500,070,000
	社員資本	2,284
	特定資本金	100,000
	剰余金	△97,716
	当期未処理損失	97,716
	合計	1,500,072,284

(注)　当期純損失　91,916円

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十三億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年四月二十日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
鉄鋼ビルディング四階
Ｔｏｋｙｏ２４特定目的会社
取締役　山本　祐紀

第20期決算公告

令和８年３月27日
名古屋市東区東桜一丁目３番３号
ＩＣソリューションズ株式会社
代表取締役会長兼社長　中北　馨介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	666,078
	固定資産	1,634,860
	資産合計	2,300,938
負純資債及産のび部	流動負債	903,868
	（うち賞与引当金）	(32,000)
	固定負債	948,178
	（うち退職給付引当金）	(148,178)
	株主資本	448,891
	資本金	33,000
	利益剰余金	415,891
	その他利益剰余金	415,891
	（うち当期純利益）	(18,497)
	負債・純資産合計	2,300,938

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2026年4月18日にサービスを終了した「Call of Duty：Warzone Mobile」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

〇払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
Activision Blizzard Japan株式会社
〇払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
Call of Duty：Warzone Mobileに関連するゲーム内通貨「ＣＯＤポイント」
〇払戻しの申出期間
2026年４月20日（月曜日）午前０時１分から2026年７月19日（日曜日）午後11時59分まで
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
〇払戻しに関する問い合わせ先
（〒107―6018）東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階
Activision Blizzard Japan株式会社
jprefunds@activision.com
令和８年４月20日　Activision Blizzard Japan株式会社

第　１　期　決　算　公　告

令和８年４月20日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階
株式会社ＢＣＪ－93
代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	42	流動負債	3,006
固定資産	254,131	固定負債	80,000
		負債合計	**83,006**
		株主資本	171,167
		資本金	0
		資本剰余金	178,573
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	178,573
		利益剰余金	△7,406
		その他利益剰余金	△7,406
		純資産合計	**171,167**
資産合計	**254,173**	**負債・純資産合計**	**254,173**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月17日　至　令和７年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	―
営業費用	―
販売費及び一般管理費	401
営業損失	401
営業外収益	―
営業外費用	7,004
経常損失	7,405
特別損失	0
税引前当期純損失	7,405
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	7,406

第 20 期決算公告

令和８年３月27日
名古屋市西区天塚町四丁目66番地
株式会社キスラ
代表取締役社長　大野　公嗣

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	106,116
	固定資産	6,105
	資産合計	**112,221**
負債及び純資産の部	流動負債	84,686
	株主資本	27,535
	資本金	60,000
	利益剰余金	△32,464
	その他利益剰余金	△32,464
	（うち当期純利益）	（21,031）
	負債・純資産合計	**112,221**

第 74 期決算公告

令和８年４月20日
東京都世田谷区桜上水三丁目15番14号
株式会社グロリア管理
（旧商号　株式会社グロリア魔法瓶製作所）
代表取締役　金山　達哉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	557,688
	固定資産	40,414
	合計	**598,102**
負債及び純資産の部	流動負債	268,874
	固定負債	30,000
	株主資本	299,228
	資本金	30,000
	利益剰余金	269,228
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	261,728
	（うち当期純利益）	（223,365）
	合計	**598,102**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記の計算書類のとおりです。
（乙）令和八年四月二十日の公告義務はありません。

東京都世田谷区桜上水三丁目一五番一四号
（甲）代表取締役　金山　達哉
（乙）有限会社桑原コンサルタント
取締役　金山　達哉

第 37 期決算公告

令和８年４月20日
大阪府堺市堺区戎島町４－45－１
新日本サーマルセラミックス株式会社
代表取締役社長　満留　辰郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,721,734
	固定資産	290,018
	合計	**2,011,752**
負債及び純資産の部	流動負債	330,329
	固定負債	331,531
	（うち退職給付引当金）	（106,904）
	株主資本	1,349,892
	資本金	490,000
	利益剰余金	859,892
	利益準備金	122,500
	その他利益剰余金	737,392
	（うち当期純利益）	（394,429）
	合計	**2,011,752**

第 11 期決算公告

令和８年４月20日
岡山市北区佐山569番地１
ＵＰＳ株式会社
代表取締役　清水　法眞

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	334,239
	固定資産	30,184
	繰延資産	75
	合計	**364,499**
負債及び純資産の部	流動負債	186,890
	固定負債	109,094
	株主資本	68,514
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,514
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	58,424
	（うち当期純利益）	（39,675）
	合計	**364,499**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電設備販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十日

神戸市中央区海岸通四番地新明海ビル五Ｆ
（甲）ＬＵＭＩＮＡＧＲＩＤ株式会社
代表取締役　清水　法眞
岡山市北区佐山五六九番地一
（乙）ＵＰＳ株式会社
代表取締役　清水　法眞

第　７　期　決　算　公　告

2026年３月18日
奈良県桜井市大字戒重137番地
西垣林業フォレスト株式会社
代表取締役　横谷　圭二

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	142,208
	固定資産	70,206
	資産合計	**212,414**
負債及び純資産の部	流動負債	134,388
	負債合計	**134,388**
	株主資本	78,026
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,026
	その他利益剰余金	68,026
	（うち当期純利益）	（18,183）
	純資産合計	**78,026**
	負債・純資産合計	**212,414**

第　７　期　決　算　公　告

令和８年４月20日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内
デジタル東京１特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	48,713	流動負債	1,499
土地	1,627	固定負債	33,686
建物	7,749	**負債合計**	**35,185**
その他有形固定資産	38,436	**純資産の部**	
建設仮勘定	901	社員資本	36,193
その他の資産	22,665	特定資本金	0
流動資産	21,922	優先資本金	30,700
固定資産	536	剰余金	5,493
無形固定資産	90	当期未処分利益	5,493
投資その他の資産	446		
繰延資産	208	**純資産合計**	**36,193**
資産合計	**71,378**	**負債・純資産合計**	**71,378**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	9,317
営業費用	3,783
営業利益	5,534
営業外収益	19
経常利益	5,553
特別損失	59
税引前当期純利益	5,494
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	5,493

第 14 期決算公告

令和８年４月20日
東京都港区六本木三丁目２番１号
六本木グランドタワー
パシフィコ・エナジー株式会社
代表取締役　松尾　大樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,233,030
	固定資産	1,514,188
	合計	**3,747,218**
負債及び純資産の部	流動負債	616,450
	固定負債	1,008,712
	株主資本	2,122,056
	資本金	100,000
	資本剰余金	131,550
	その他資本剰余金	131,550
	利益剰余金	1,890,505
	その他利益剰余金	1,890,505
	（うち当期純利益）	（117,630）
	合計	**3,747,218**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

新宿イーストサイドスクエア５Ｆ

ハーレーダビッドソンジャパン株式会社

代表取締役　玉木　一史

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,801,442
	固定資産	748,903
	資産合計	**8,550,345**
負債及び純資産の部	流動負債	4,615,690
	（賞与引当金）	（15,250）
	（有給休暇引当金）	（24,804）
	（売上値引引当金）	（135,389）
	固定負債	1,640,968
	（退職給付引当金）	（16,682）
	（資産除却債務引当金）	（72,500）
	負債合計	**6,256,659**
	株主資本	2,293,686
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,253,686
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,243,686
	（うち当期純利益）	（176,288）
	純資産合計	**2,293,686**
	負債・純資産合計	**8,550,345**

第 71 期 決 算 公 告

令和８年４月17日

福岡県北九州市門司区下二十町12番２号

鳳氷糖株式会社

代表取締役　月村　秀輝

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	536,693
	固定資産	50,803
	資産合計	**587,497**
負債及び純資産の部	流動負債	295,130
	賞与引当金	1,070
	その他	294,060
	固定負債	122,392
	退職給付引当金	91,151
	役員退職慰労引当金	6,064
	その他	25,175
	負債合計	**417,522**
	株主資本	169,974
	資本金	80,000
	資本剰余金	53,000
	資本準備金	53,000
	利益剰余金	36,974
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	29,474
	（うち当期純損失）	（279,525）
	純資産合計	**169,974**
	負債・純資産合計	**587,497**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都中央区新富一丁目15番３号
新富ミハマビル

デジタル東京２特定目的会社

取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	78,605	流動負債	2,678
土地	4,206	固定負債	36,000
建物	8,942	**負債合計**	**38,678**
その他有形固定資産	35,188	**純資産の部**	
建設仮勘定	30,268	社員資本	59,728
その他の資産	19,802	特定資本金	0
流動資産	19,024	優先資本金	56,240
固定資産	714	剰余金	3,488
無形固定資産	217	当期未処分利益	3,488
投資その他の資産	497		
繰延資産	64	**純資産合計**	**59,728**
資産合計	**98,406**	**負債・純資産合計**	**98,406**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	7,340
営業費用	3,881
営業利益	3,459
営業外収益	31
経常利益	3,490
税引前当期純利益	3,490
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	3,488

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪５特定目的会社

取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	1,093	流動負債	3
土地	993	**負債合計**	**3**
建設仮勘定	100	**純資産の部**	
その他の資産	247	社員資本	1,337
流動資産	54	特定資本金	0
固定資産	194	優先資本金	1,500
無形固定資産	194	剰余金	△163
		当期未処理損失	163
		純資産合計	**1,337**
資産合計	**1,340**	**負債・純資産合計**	**1,340**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	21
営業損失	21
営業外収益	0
経常損失	21
税引前当期純損失	21
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	22

第 3 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪６特定目的会社

取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	1,904	流動負債	11
土地	1,076	**負債合計**	**11**
建設仮勘定	828	**純資産の部**	
その他の資産	222	社員資本	2,115
流動資産	170	特定資本金	0
固定資産	49	優先資本金	2,230
無形固定資産	49	剰余金	△115
繰延資産	3	当期未処理損失	115
		純資産合計	**2,115**
資産合計	**2,126**	**負債・純資産合計**	**2,126**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	40
営業損失	40
営業外収益	0
経常損失	40
税引前当期純損失	40
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	41

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪１特定目的会社

取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
特定資産	35,580	流動負債	718
信託有形固定資産	25,241	固定負債	25,991
有形固定資産	10,339	**負債合計**	**26,709**
その他の資産	10,738	社員資本	19,609
流動資産	10,543	特定資本金	0
固定資産	31	優先資本金	18,690
無形固定資産	16	第Ａ号優先出資	1,150
投資その他の資産	15	第Ｂ号優先出資	17,540
繰延資産	164	剰余金	919
		当期未処分利益	919
		純資産合計	**19,609**
資産合計	**46,318**	**負債・純資産合計**	**46,318**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	5,212
営業費用	4,309
営業利益	903
営業外収益	17
経常利益	920
税引前当期純利益	921
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	919

第　９　期　決　算　公　告

令和８年４月20日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内
デジタル大阪２特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	34,050	流動負債	981
土地	1,556	固定負債	18,048
建物	4,767	負債合計	19,029
その他有形固定資産	27,725	純資産の部	
建設仮勘定	2	社員資本	24,695
その他の資産	9,675	特定資本金	0
流動資産	9,414	優先資本金	21,450
固定資産	158	剰余金	3,245
無形固定資産	6	当期未処分利益	3,245
投資その他の資産	152		
繰延資産	103	純資産合計	24,695
資産合計	43,725	負債・純資産合計	43,725

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	5,982
営業費用	2,715
営業利益	3,267
営業外収益	8
経常利益	3,275
特別損失	28
税引前当期純利益	3,247
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	3,245

第 18 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目16番１号
株式会社スポーツクラブ相模原
代表取締役　西谷　義久

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	113,972
	固定資産	16,701
	資産合計	130,673
負債及び純資産の部	流動負債	105,993
	株主資本	24,679
	資本金	24,000
	利益剰余金	679
	その他利益剰余金	679
	（うち当期純利益）	（513,186）
	負債・純資産合計	130,673

第 59 期決算公告

令和８年４月20日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
エスケイシリンダー株式会社
代表取締役　矢端　俊行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,572,978
	固定資産	759,949
	資産合計	3,332,927
負債及び純資産の部	流動負債	2,578,178
	固定負債	24,372
	株主資本	730,377
	資本金	23,967
	資本剰余金	6,033
	利益剰余金	700,377
	利益準備金	6,900
	その他利益剰余金	693,477
	（うち当期純利益）	（107,459）
	負債・純資産合計	3,332,927

第 66 期決算公告

令和８年４月20日
群馬県前橋市鳥取町153番地１
株式会社関東高圧容器製作所
代表取締役　矢端　俊行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,392,603
	固定資産	1,512,605
	資産合計	6,905,208
負債及び純資産の部	流動負債	2,294,086
	固定負債	503,000
	株主資本	4,108,122
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,008,122
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,983,122
	（うち当期純利益）	（707,136）
	負債・純資産合計	6,905,208

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

群馬県前橋市鳥取町一五三番地一
（甲）株式会社関東高圧容器製作所
代表取締役　矢端　俊行

東京都千代田区神田神保町三丁目七番一号
（乙）エスケイシリンダー株式会社
代表取締役　矢端　俊行

第 63 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都練馬区向山三丁目７番６号
株式会社山和
代表取締役　岩城　隆就

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	184,566,704
	固定資産	683,998,303
	合計	868,565,007
負債及び純資産の部	流動負債	307,529,749
	固定負債	83,100,000
	株主資本	477,935,258
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	467,935,258
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	465,435,258
	（うち当期純利益）	（7,214,818）
	合計	868,565,007

第 46 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都練馬区向山三丁目７番11号
株式会社さんわ
代表取締役　岩城　隆就

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	881,981,714
	固定資産	2,024,562,171
	合計	2,906,543,885
負債及び純資産の部	流動負債	203,211,081
	固定負債	1,577,422,605
	株主資本	1,125,910,199
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	1,095,910,199
	利益準備金	7,500,000
	その他利益剰余金	1,088,410,199
	（うち当期純利益）	（38,221,863）
	合計	2,906,543,885

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都練馬区向山三丁目七番一一号
（甲）株式会社さんわ
代表取締役　岩城　隆就

東京都練馬区向山三丁目七番六号
（乙）株式会社山和
代表取締役　岩城　隆就

決算公告

令和８年４月20日
東京都荒川区荒川七丁目４番３号
フヨー印刷株式会社
代表取締役　重信　達也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	112,600,493
	固定資産	19,329,803
	資産合計	131,930,296
負債及び純資産の部	流動負債	41,831,138
	固定負債	30,133,000
	株主資本	59,966,158
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	49,966,158
	その他利益剰余金	49,966,158
	（うち当期純損失）	（1,623,966）
	負債・純資産合計	131,930,296

決算公告

令和８年４月20日
東京都足立区扇一丁目14番３号
株式会社天正印刷
代表取締役　福田　浩志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	261,789,079
	固定資産	58,903,261
	資産合計	320,692,340
負債及び純資産の部	流動負債	76,255,822
	固定負債	136,403,195
	株主資本	108,033,323
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	98,033,323
	利益準備金	400,000
	その他利益剰余金	97,633,323
	（うち当期純利益）	（25,361,816）
	負債・純資産合計	320,692,340

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都足立区扇一丁目一四番三号
（甲）株式会社天正印刷
代表取締役　福田　浩志

東京都荒川区荒川七丁目四番三号
（乙）フヨー印刷株式会社
代表取締役　重信　達也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都港区芝浦三丁目一番一号
東京都港区芝浦三丁目一番一号
（甲）マンパワーグループ株式会社
代表取締役　吉田　誠

東京都港区芝浦三丁目一番一号
（乙）マンパワーグループコンストラクション株式会社
代表取締役　月見里昌輝

甲の貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	36,482
	固定資産	4,656
	資産合計	41,138
負純資産の及び部	流動負債	26,673
	（賞与引当金）	(1,339)
	固定負債	755
	（退職給付引当金）	(42)
	（役員退職慰労引当金）	(94)
	株主資本	13,710
	資本金	4,000
	資本剰余金	422
	その他資本剰余金	422
	利益剰余金	9,288
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	8,288
	（うち当期純利益）	(4,456)
	負債・純資産合計	41,138

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	355,513
	固定資産	61,153
	資産合計	416,667
負純資産の及び部	流動負債	183,717
	（賞与引当金）	(8,785)
	固定負債	8,607
	退職給付引当金	8,607
	株主資本	224,342
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	150,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△75,657
	その他利益剰余金	△75,657
	（うち当期純損失）	(96,977)
	負債・純資産合計	416,667

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目二番一号
（甲）栗田工業株式会社
代表取締役　栗田　鐵也

静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目二番一号
（乙）株式会社クリタ企画
代表取締役　栗田　鐵也

第 76 期決算公告　令和８年４月20日

静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目２番１号
栗田工業株式会社
代表取締役　栗田　鐵也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	981,878,119
	固定資産	3,343,816,252
	資産合計	4,325,694,371
負純資産の及び部	流動負債	96,406,933
	固定負債	2,732,505,000
	株主資本	1,496,782,438
	資本金	96,000,000
	利益剰余金	1,400,782,438
	利益準備金	24,300,000
	その他利益剰余金	1,376,482,438
	（うち当期純損失）	(170,845,367)
	負債・純資産合計	4,325,694,371

第 25 期決算公告　令和８年４月20日

静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目２番１号
株式会社クリタ企画
代表取締役　栗田　鐵也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	1,693,074
	固定資産	157,510,000
	資産合計	159,203,074
負純資産の及び部	流動負債	71,000
	固定負債	150,570,684
	株主資本	8,561,390
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△1,438,610
	その他利益剰余金	△1,438,610
	（うち当期純損失）	(62,459)
	負債・純資産合計	159,203,074

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

三重県桑名市中央町四丁目８番地
（甲）株式会社ぬし与仏壇店
代表取締役　林　秀和

三重県伊勢市上地町二六九一番地四八
（乙）株式会社中村石材店
代表取締役　林　秀和

第 11 期決算公告

令和８年４月20日
三重県桑名市中央町四丁目８番地
株式会社ぬし与仏壇店
代表取締役　林　秀和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	287,470
	固定資産	361,161
	合計	648,632
負純資産の及び部	流動負債	149,432
	固定負債	281,212
	株主資本	217,987
	資本金	30,000
	利益剰余金	187,987
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	180,487
	（うち当期純利益）	(100,335)
	合計	648,632

第 31 期決算公告

令和８年４月20日
三重県伊勢市上地町2691番地48
株式会社中村石材店
代表取締役　林　秀和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	107,053
	固定資産	155,976
	合計	263,029
負純資産の及び部	流動負債	30,470
	固定負債	62,410
	株主資本	170,148
	資本金	3,000
	利益剰余金	167,148
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	166,398
	（うち当期純利益）	(51,256)
	合計	263,029

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社夢クリエイトとする商号変更を条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

大阪府堺市南区檜尾三〇九三番地二
（甲）有限会社夢
代表取締役　村上　茜

大阪府堺市南区檜尾三〇九三番地九
（乙）株式会社ＡＫクリエイト
代表取締役　村上　茜

決　算　公　告

令和８年４月20日
大阪府堺市南区檜尾3093番地２
有限会社夢
代表取締役　村上　茜

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	71,064
	固定資産	283,221
	繰延資産	240
	合計	354,526
負純資産の及び部	流動負債	50,964
	固定負債	175,686
	株主資本	127,876
	資本金	3,000
	利益剰余金	124,876
	その他利益剰余金	124,876
	（うち当期純利益）	(7,667)
	合計	354,526

決　算　公　告

令和８年４月20日
大阪府堺市南区檜尾3093番地９
株式会社ＡＫクリエイト
代表取締役　村上　茜

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,612
	固定資産	33,493
	合計	53,105
負純資産の及び部	流動負債	7,835
	固定負債	29,976
	株主資本	15,294
	資本金	1,000
	利益剰余金	14,294
	その他利益剰余金	14,294
	（うち当期純利益）	(784)
	合計	53,105

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産及び資金管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

広島県福山市幕山台三丁目三番二十三号

（甲）株式会社ゼリアトピア

代表取締役　佐々木　健

広島県福山市幕山台三丁目三番二十三号

（乙）株式会社ゼリアトリックメディカルサプライ

代表取締役　佐々木　健

第１期決算公告　　令和８年４月20日

広島県福山市幕山台八丁目３番23号

株式会社ゼリアトピア

代表取締役　佐々木　健

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	747
	固定資産	1,028,461
	合計	1,029,208
負純資産債及の部び	流動負債	1,014
	株主資本	1,028,193
	資本金	7,000
	資本剰余金	1,021,461
	資本準備金	2,375
	その他資本剰余金	1,019,086
	利益剰余金	△267
	その他利益剰余金	△267
	（うち当期純損失）	(267)
	合計	1,029,208

第41期決算公告　　令和８年４月20日

広島県福山市幕山台八丁目３番23号

株式会社ゼリアトリックメディカルサプライ

代表取締役　佐々木　健

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	207,863
	固定資産	931,916
	合計	1,139,780
負純資産債及の部び	流動負債	90,091
	株主資本	1,049,688
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,039,688
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,037,188
	（うち当期純利益）	(23,102)
	合計	1,139,780

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十日

大阪府八尾市老原七丁目九九番地

（甲）株式会社アイワ

代表取締役　三上　和博

茨城県古河市丘里三番地五

（乙）株式会社ミカテック

代表取締役　三上　和博

第８期決算公告

令和８年４月20日

大阪府八尾市老原七丁目99番地

株式会社アイワ

代表取締役　三上　和博

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	372,414
	固定資産	34,482
	繰延資産	1,260
	合計	408,156
負純資産債及の部び	流動負債	147,735
	固定負債	224,598
	株主資本	35,823
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,823
	その他利益剰余金	25,823
	（うち当期純利益）	(12,874)
	合計	408,156

第５期決算公告

令和８年４月20日

茨城県古河市丘里３番地５

株式会社ミカテック

代表取締役　三上　和博

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	84,523
	固定資産	10,335
	合計	94,859
負純資産債及の部び	流動負債	35,609
	固定負債	55,963
	株主資本	3,286
	資本金	3,000
	利益剰余金	286
	その他利益剰余金	286
	（うち当期純利益）	(914)
	合計	94,859

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都新宿区北新宿四丁目一番一号

（甲）ヤマヒロ株式会社

代表取締役　山口　寛士

東京都新宿区北新宿四丁目一番一号

（乙）株式会社Ｓｏｌｉｎｉｔｙ

代表取締役　山口　寛士

第36期決算公告

令和８年４月20日

東京都新宿区北新宿四丁目１番１号

ヤマヒロ株式会社

代表取締役　山口　寛士

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	3,339,236,809
	固定資産	5,064,191,279
	合計	8,403,428,088
負純資産債及の部び	流動負債	755,626,586
	固定負債	5,648,539,000
	株主資本	1,999,262,502
	資本金	17,300,000
	利益剰余金	1,981,962,502
	利益準備金	2,300,000
	その他利益剰余金	1,979,662,502
	（うち当期純利益）	(384,082,733)
	合計	8,403,428,088

第６期決算公告

令和８年４月20日

東京都新宿区北新宿四丁目１番１号

株式会社Ｓｏｌｉｎｉｔｙ

代表取締役　山口　寛士

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	284,812,098
	固定資産	111,818,314
	合計	396,630,412
負純資産債及の部び	流動負債	496,634,265
	固定負債	36,683,000
	株主資本	△136,686,853
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△146,686,853
	その他利益剰余金	△146,686,853
	（うち当期純損失）	(50,232,209)
	合計	396,630,412

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少し六十五億二千七百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

オオサカレジデンス特定目的会社

取締役　林　令史

第７期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号

株式会社赤坂国際会計内

オオサカレジデンス特定目的会社

取締役　林　令史

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	17,141	流動負債	171
その他の資産	839	固定負債	10,573
流動資産	765	負債合計	10,744
固定資産	16	社員資本	7,235
繰延資産	58	特定資本金	0
		優先資本金	6,677
		剰余金	558
		当期未処分利益	558
		純資産合計	7,235
資産合計	17,979	負債・純資産合計	17,979

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,466
営業費用	907
営業利益	559
営業外収益	1
経常利益	560
税引前当期純利益	560
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	558

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千五百万円減少し二十五億七千五百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二

○九号株式会社赤坂国際会計内

兵庫ロジ特定目的会社

取締役　林　令史

第８期決算公告

令和８年４月20日

東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号

株式会社赤坂国際会計内

兵庫ロジ特定目的会社

取締役　林　令史

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,628	流動負債	53
その他の資産	478	固定負債	4,299
流動資産	473	**負債合計**	**4,352**
固定資産	5	社員資本	2,754
繰延資産	0	特定資本金	0
		優先資本金	2,730
		剰余金	24
		当期未処分利益	24
		純資産合計	**2,754**
資産合計	**7,106**	**負債・純資産合計**	**7,106**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	423
営業費用	399
営業利益	25
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	26
税引前当期純利益	26
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	24

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町四〇三番地

（甲）ゼロワングロース株式会社

代表取締役　丸井　達郎

東京都中央区新川一―三―二一

（乙）エンハンプ株式会社

代表取締役　丸井　祥子

第３期決算公告

令和８年４月20日

東京都中央区新川１－３－21

エンハンプ株式会社

代表取締役　丸井　祥子

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,485
	固定資産	366
	合計	**36,851**
負債及び純資産の部	流動負債	15,784
	固定負債	63
	株主資本	21,004
	資本金	8,000
	利益剰余金	13,004
	その他利益剰余金	13,004
	（うち当期純利益）	（10,261）
	合計	**36,851**

第４期決算公告

令和８年４月20日

京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町403番地

ゼロワングロース株式会社

代表取締役　丸井　達郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	134,085
	固定資産	13,021
	合計	**147,107**
負債及び純資産の部	流動負債	31,053
	固定負債	59,808
	株主資本	56,245
	資本金	3,000
	利益剰余金	53,245
	その他利益剰余金	53,245
	（うち当期純利益）	（22,434）
	合計	**147,107**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

神奈川県横須賀市森崎一丁目三番一三号

（甲）株式会社雪屋商店

代表取締役　岩田　秀明

神奈川県横須賀市森崎一丁目三番一三号

（乙）株式会社雪屋商事

代表取締役　岩田　道明

第63期決算公告

令和８年４月20日

神奈川県横須賀市森崎一丁目３番13号

株式会社雪屋商事

代表取締役　岩田　道明

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,581,658
	固定資産	1,071,480
	合計	**7,653,138**
負債及び純資産の部	流動負債	79,805,933
	株主資本	△72,152,795
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△82,152,795
	利益準備金	325,000
	その他利益剰余金	△82,477,795
	（うち当期純損失）	（3,082,340）
	合計	**7,653,138**

第77期決算公告

令和８年４月20日

神奈川県横須賀市森崎一丁目３番13号

株式会社雪屋商店

代表取締役　岩田　秀明

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	固定資産	7,940,399
	合計	**7,940,399**
負債及び純資産の部	流動負債	7,891,731
	株主資本	48,668
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△2,951,332
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	△3,951,332
	（うち当期純損失）	（262,708）
	合計	**7,940,399**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日

大阪市旭区清水二丁目九番一三号ラムールすみれ二Ｄ号室

（甲）株式会社ＭＡＧ

代表取締役　松本　強

大阪府守口市日向町三番六号

（乙）株式会社ＳＯＬ

代表取締役　松本　強

第７期決算公告

令和８年４月20日

大阪府守口市日向町３番６号

株式会社ＳＯＬ

代表取締役　松本　強

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,904
	固定資産	100
	合計	**24,004**
負債及び純資産の部	流動負債	80
	固定負債	22,295
	株主資本	1,629
	資本金	5,000
	利益剰余金	△3,370
	その他利益剰余金	△3,370
	（うち当期純損失）	（271）
	合計	**24,004**

第12期決算公告

令和８年４月20日

大阪市旭区清水二丁目９番13号

ラムールすみれ２Ｄ号室

株式会社ＭＡＧ

代表取締役　松本　強

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	283,786
	固定資産	78,393
	合計	**362,179**
負債及び純資産の部	流動負債	111,220
	固定負債	204,117
	株主資本	46,842
	資本金	5,000
	利益剰余金	41,842
	その他利益剰余金	41,842
	（うち当期純利益）	（20,225）
	合計	**362,179**

第 15 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　　東京都中央区銀座二丁目６番７号
株式会社くふうウェディング
代表取締役　貝瀬　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	889	流動負債	650
固定資産	3,671	固定負債	3
		株主資本	3,906
		資本金	54
		資本剰余金	3,173
		資本準備金	54
		その他資本剰余金	3,119
		利益剰余金	678
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	678
		（うち当期純損失）	(100)
合計	4,560	合計	4,560

第 7 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　　東京都港区三田１丁目４番28号
株式会社くふう住まい
代表取締役　長井　健尚

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	751	流動負債	1,079
固定資産	5,298	固定負債	97
		貸倒引当金	4
		株主資本	4,872
		資本金	90
		資本剰余金	4,530
		資本準備金	90
		その他資本剰余金	4,439
		利益剰余金	251
		その他利益剰余金	251
		（うち当期純損失）	(11)
合計	6,049	合計	6,049

第 1 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内
デジタル東京ベイ１特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	—	流動負債	12,720
その他の資産	766	負債合計	12,720
流動資産	20	純資産の部	
繰延資産	746	社員資本	△11,955
		特定資本金	20
		剰余金	△11,975
		当期未処理損失	11,975
		（うち当期純損失）	(11,975)
		純資産合計	△11,975
資産合計	766	負債・純資産合計	766

第 9 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
京都市中京区夷川通柳馬場東入俵屋町295番地１
ｍｕｉ　Ｌａｂ株式会社
代表取締役　大木　和典

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	494,212,254	流動負債	54,918,837
固定資産	46,113,228	製品保証引当金	2,631,966
		固定負債	318,329,000
		株主資本	167,077,645
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	904,695,304
		資本準備金	904,695,304
		利益剰余金	△747,617,659
		その他利益剰余金	△747,617,659
		（うち当期純損失）	(274,731,759)
資産合計	540,325,482	負債・純資産合計	540,325,482

第 76 期 決 算 公 告

令和８年４月20日　　東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
日本アルコン株式会社
代表取締役　ステファン・アイゲンマン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	62,702	流動負債	26,477
固定資産	10,133	賞与引当金	1,258
		製品保証引当金	247
		その他	24,972
		固定負債	20,829
		負債合計	47,307
		株主資本	25,528
		資本金	500
		資本剰余金	3,517
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	3,511
		利益剰余金	21,511
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	21,386
		純資産合計	25,528
資産合計	72,835	負債・純資産合計	72,835

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	89,426	特別損益	0
売上原価	66,804	税引前当期純利益	5,370
売上総利益	22,621	法人税、住民税及び事業税	2,187
販売費及び一般管理費	16,925	法人税等調整額	△ 384
営業利益	5,695	当期純利益	3,567
営業外損益	△ 325		
経常利益	5,370		

第 82 期 決 算 公 告

2026年３月18日
奈良県桜井市大字戒重137番地
西垣林業株式会社
代表取締役　西垣　雅史

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,354	流動負債	1,209
固定資産	3,578	固定負債	1,003
		株主資本	12,720
		資本金	75
		資本剰余金	9
		その他資本剰余金	9
		利益剰余金	12,690
		利益準備金	53
		その他利益剰余金	12,637
		（うち当期純利益）	(462)
		自己株式	△ 54
資産合計	14,932	負債・純資産合計	14,932

第 60 期 決 算 公 告

令和８年３月23日　　茨城県日立市鮎川町３丁目３番１号
株式会社レゾナック・アプライドカーボン
代表取締役社長　鈴木　孝幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,267	流動負債	440
固定資産	375	固定負債	285
		役員退職引当金	4
		退職給付引当金	281
		株主資本	917
		資本金	200
		利益剰余金	717
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	667
		（うち当期純利益）	(316)
資産合計	1,642	負債・純資産合計	1,642

第３期決算公告

令和８年４月20日
石川県金沢市角間町ヌ７番地
株式会社ビジョンインキュベイト
代表取締役　松本　邦夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	60,182,656
	固定資産	12,005,300
	合計	72,187,956
負債及び純資産の部	流動負債	64,509,513
	株主資本	7,678,443
	資本金	6,000,000
	資本剰余金	6,000,000
	資本準備金	6,000,000
	利益剰余金	△4,321,557
	その他利益剰余金	△4,321,557
	（うち当期純利益）	(603,934)
	合計	72,187,956

第９期決算公告

令和８年４月20日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内
デジタル大阪３特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	27,226	流動負債	969
土地	556	固定負債	18,000
建物	4,776	負債合計	18,969
その他有形固定資産	21,894	純資産の部	
その他の資産	7,520	社員資本	15,776
流動資産	7,250	特定資本金	0
固定資産	111	優先資本金	13,310
無形固定資産	10	剰余金	2,466
投資その他の資産	101	当期未処分利益	2,466
繰延資産	159	純資産合計	15,776
資産合計	34,745	負債・純資産合計	34,745

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,141
営業費用	1,818
営業利益	2,323
営業外収益	6
経常利益	2,328
税引前当期純利益	2,328
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	2,327

第８期決算公告

令和８年４月20日
東京都港区白金台三丁目19番１号興和白金台ビル
株式会社Ｂｕｚｚｒｅａｃｈ
代表取締役　猪川　崇輝

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	140,080	流動負債	113,429
固定資産	247,457	固定負債	518,000
		株主資本	△649,006
		資本金	100,000
		資本剰余金	790,325
		資本準備金	790,325
		利益剰余金	△1,539,331
		その他利益剰余金	△1,539,331
		（うち当期純損失）	(433,855)
		新株予約権	405,115
資産合計	387,538	負債・純資産合計	387,538

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万九千八百八十八円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十日
東京都港区白金台三丁目一九番一号興和白金台ビル
株式会社Ｂｕｚｚｒｅａｃｈ
代表取締役　猪川　崇輝

第63期決算公告

令和８年４月20日
群馬県伊勢崎市連取本町144番地10
株式会社稲田自動車商会
代表取締役　稲田　和昭

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	177,409
	固定資産	217,819
	繰延資産	104
	合計	395,333
負債及び純資産の部	流動負債	89,274
	固定負債	57,024
	株主資本	249,034
	資本金	10,000
	利益剰余金	239,034
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	236,534
	（うち当期純利益）	(10,869)
	合計	395,333

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙並びに丁の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙並びに丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)下記のとおりです。
(乙)左記のとおりです。
(丙)下記のとおりです。
(丁)計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十日
群馬県前橋市上小出町一丁目三〇番地六
(甲)株式会社ホンダカーズ群馬西
代表取締役　中嶋　泰臣
群馬県伊勢崎市連取本町一四四番地一〇
(乙)株式会社稲田自動車商会
代表取締役　稲田　和昭
群馬県伊勢崎市上田町二五六番地
(丙)新生ホンダ株式会社
代表取締役　栗原　正樹
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町九七八番地七
(丁)有限会社高橋モータース
取締役　高橋　勉

第55期決算公告

令和８年４月20日
群馬県伊勢崎市上田町256番地
新生ホンダ株式会社
代表取締役　栗原　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	489,485
	固定資産	179,127
	合計	668,613
負債及び純資産の部	流動負債	371,677
	固定負債	209,127
	株主資本	87,808
	資本金	10,000
	利益剰余金	77,808
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	67,808
	（うち当期純損失）	(39,609)
	合計	668,613

第74期決算公告

令和８年４月20日
群馬県前橋市上小出町一丁目30番地６
株式会社ホンダカーズ群馬西
代表取締役　中嶋　泰臣

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	509,608	流動負債	238,288
固定資産	919,781	固定負債	701,723
		株主資本	489,378
		資本金	13,000
		利益剰余金	476,378
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	473,878
		（うち当期純利益）	(40,810)
合計	1,429,389	合計	1,429,389

第　９　期　決　算　公　告

令和８年４月20日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス株式会社内
デジタル大阪４特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	27,941	流動負債	483
土地	544	固定負債	501
建物	4,873	負債合計	983
その他有形固定資産	18,065	純資産の部	
建設仮勘定	4,460	社員資本	29,996
その他の資産	3,038	特定資本金	0
流動資産	2,926	優先資本金	28,160
固定資産	111	剰余金	1,836
無形固定資産	33	当期未処分利益	1,836
投資その他の資産	78		
繰延資産	1	純資産合計	29,996
資産合計	30,979	負債・純資産合計	30,979

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,684
営業費用	1,520
営業利益	3,164
営業外収益	8
経常利益	3,172
特別損益	△2
税引前当期純利益	3,170
法人税、住民税及び事業税	13
当期純利益	3,157

第　78　期　決　算　公　告

令和８年４月20日　　兵庫県伊丹市中央五丁目５番10号
伊丹産業株式会社
代表取締役　北嶋　和子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	31,042	流動負債	42,288
固定資産	65,012	固定負債	6,820
有形固定資産	42,488	負債合計	49,108
無形固定資産	1,852	株主資本	44,126
投資その他の資産	20,671	資本金	50
		利益剰余金	44,182
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	44,169
		自己株式	△　106
		評価・換算差額等	2,819
		その他有価証券評価差額金	2,819
		純資産合計	46,945
資産合計	96,054	負債・純資産合計	96,054

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	128,624
売上原価	97,961
売上総利益	30,662
販売費及び一般管理費	23,938
営業利益	6,723
営業外収益	889
営業外費用	2,684
経常利益	4,928
特別利益	347
特別損失	725
税引前当期純利益	4,550
法人税、住民税及び事業税	1,505
法人税等調整額	△　200
当期純利益	3,244

第 67 期 決 算 公 告

令和８年４月20日
東京都葛飾区新小岩４丁目21―20
株式会社パワーテクノ
代表取締役　辰峯　史晃

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,660
	固定資産	377
	繰延資産	0
	資産合計	3,038
負債及び純資産の部	流動負債	1,230
	賞与引当金	12
	その他	1,218
	固定負債	31
	退職給付引当金	31
	負債合計	1,261
	株主資本	1,751
	資本金	50
	資本剰余金	13
	資本準備金	13
	利益剰余金	1,688
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,685
	（うち当期純利益）	(106)
	評価・換算差額等	25
	その他有価証券評価差額金	25
	純資産合計	1,777
	負債・純資産合計	3,038

第 78 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

名古屋市中区錦二丁目12番14号

万兵株式会社

代表取締役　磯村　辰生

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	210,354
	固定資産	3,265,794
	合計	3,476,148
負債及び純資産の部	流動負債	921,965
	固定負債	547,284
	負債合計	1,469,249
	株主資本	1,433,668
	資本金	100,000
	資本剰余金	558,785
	利益剰余金	967,704
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	942,704
	自己株式	△192,821
	評価・換算差額等	573,229
	（うち当期純利益）	(22,271)
	純資産合計	2,006,898
	合計	3,476,148

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年四月二十日

名古屋市中区錦二丁目一二番一四号
（甲）万兵株式会社
代表取締役　磯村　辰生

名古屋市中区錦二丁目一二番一四号
（乙）万兵サービス株式会社
代表取締役　本島　政和

第 42 期決算公告　　令和８年４月20日
名古屋市中区錦二丁目12番14号
万兵サービス株式会社
代表取締役　本島　政和

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	115,717
	固定資産	0
	合計	115,717
負純資産の及び部	流動負債	1,995
	固定負債	0
	株主資本	113,722
	資本金	15,000
	資本剰余金	14,724
	利益剰余金	83,998
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	80,248
	（うち当期純利益）	(1,829)
	合計	115,717

第45期決算公告

令和８年３月19日

山口県周南市江口二丁目１番32号
クアーズテック徳山株式会社
代表取締役社長　有井　靖彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,919,786
	固定資産	1,060,987
	資産合計	3,980,774
負債及び純資産の部	流動負債	1,258,476
	賞与引当金	22,499
	役員賞与引当金	2,821
	その他	1,233,155
	固定負債	343,619
	退職給付引当金	207,048
	役員退職慰労引当金	10,557
	その他	126,012
	負債合計	1,602,095
	株主資本	2,378,679
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,500,000
	利益剰余金	778,679
	利益準備金	80,430
	その他利益剰余金	698,249
	（うち当期純利益）	(58,984)
	純資産合計	2,378,679
	負債・純資産合計	3,980,774